

1 章 建築物・工作物の景観形成

1. 届出制度の概要

景観計画区域（市域全域）で一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、あらかじめ、景観法及び都市景観条例に基づき、市長に対して届出を行う必要があります。

また、届出の前段階で、届出に係る建築物および工作物の景観形成基準や周辺への配慮事項について、都市景観条例に基づき事前協議を行う必要があります。

（１）景観計画区域と届出対象行為について

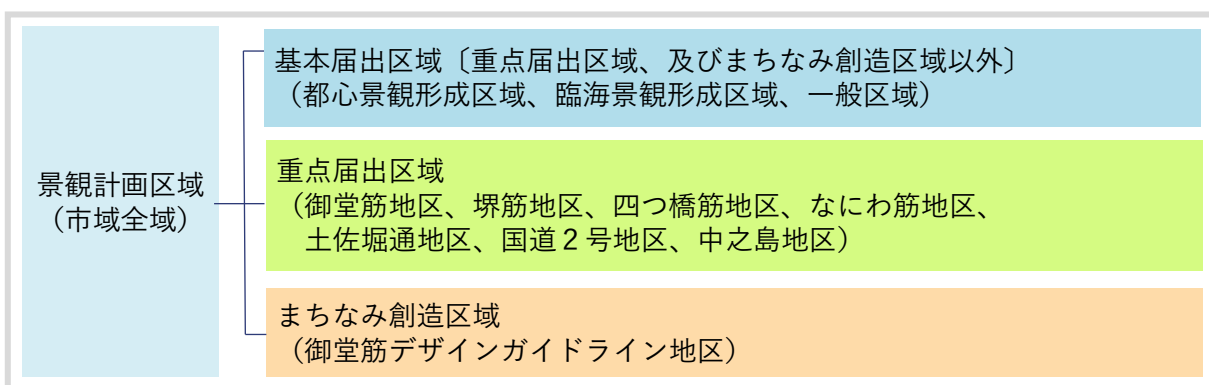
① 景観計画区域

本市では、市域全域を景観計画区域として定めています。

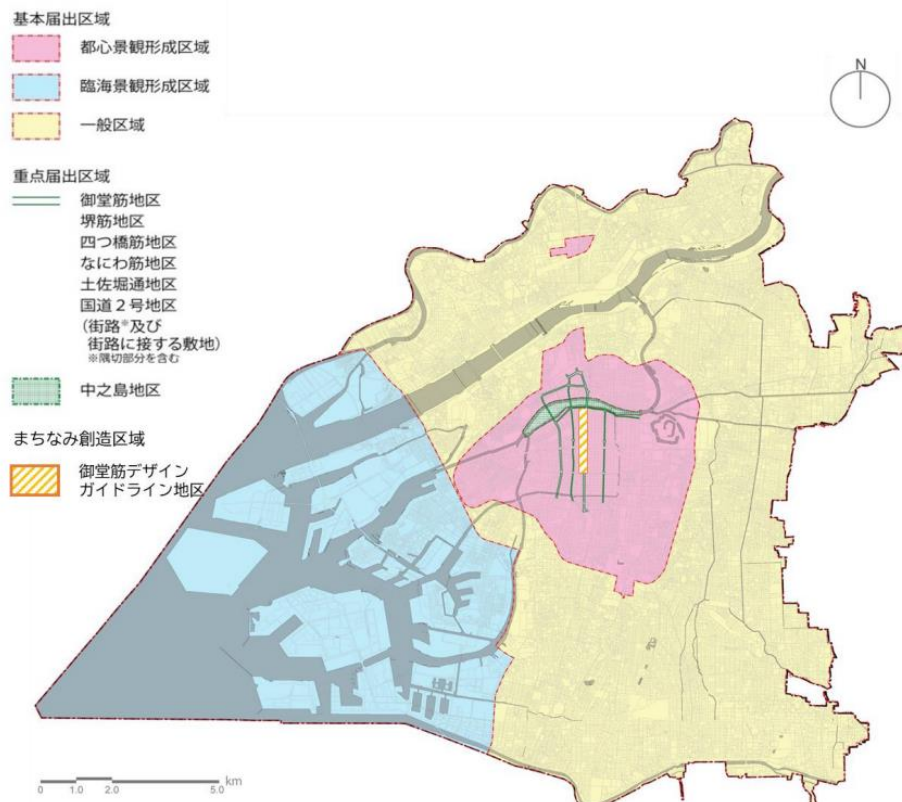
景観計画区域は、「基本届出区域」、「重点届出区域」、「まちなみ創造区域」からなります。

まずは、計画される敷地が景観計画区域のどこに該当するのかを確認しましょう。

大阪市ホームページの「マップナビおおさか」でも確認できます。

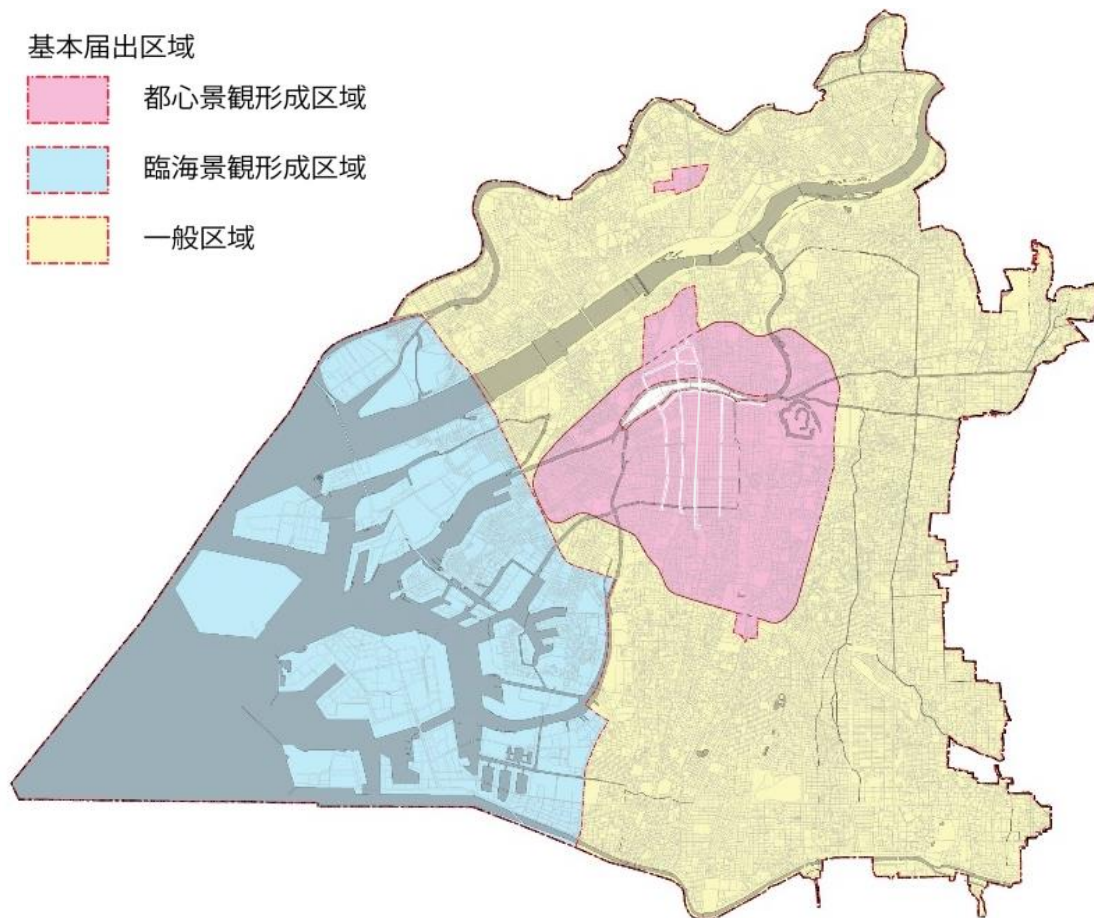


【景観計画区域】



【基本届出区域】

基本届出区域は、市街地の景観に与える影響が大きい大規模建築物等を対象に景観誘導を図る区域とし、景観構造の特性を踏まえたより詳細な景観誘導を図るため、「都心景観形成区域」「臨海景観形成区域」「一般区域」の3つの区域からなります。

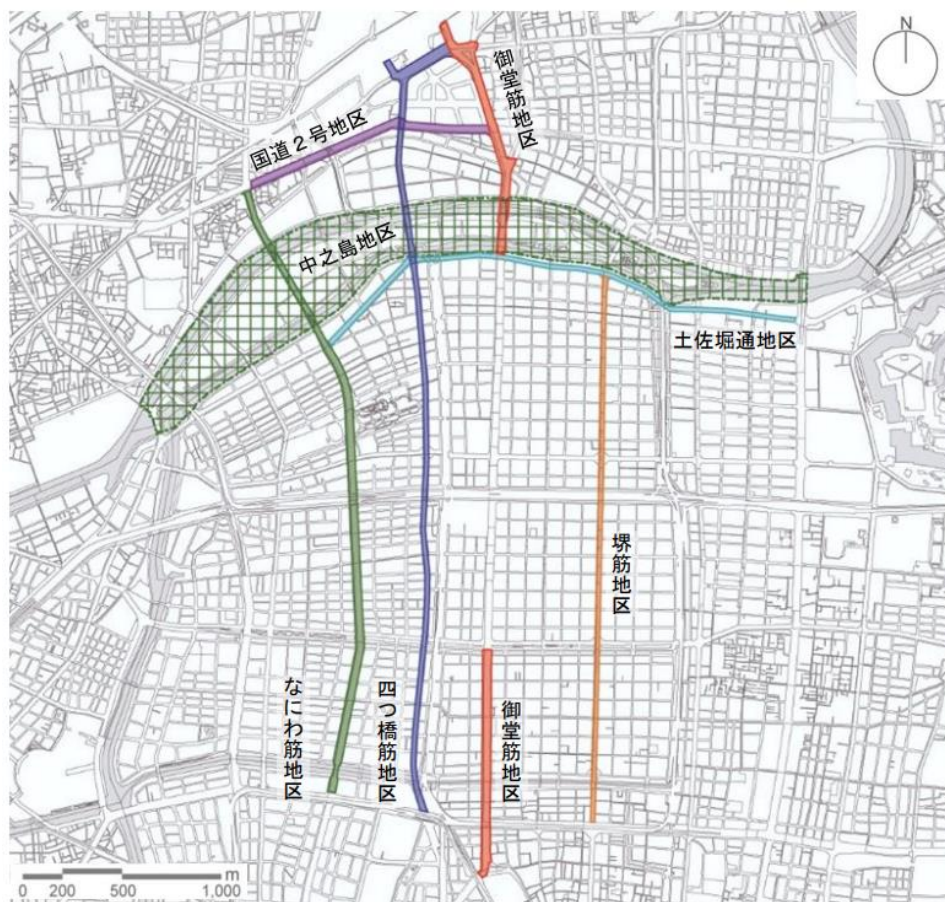


基本届出区域（3区域）

都心景観形成区域	- 概ね大阪環状線の内側（重点届出区域、及びまちなみ創造区域を除く） - 大阪環状線の外側に位置する新大阪駅西側、大阪駅北側、天王寺駅南側の範囲 【新大阪駅西側】新大阪駅を中心とした商業地域・容積率 600%以上の区域 【大阪駅北側】大阪環状線の外側に位置する概ね都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺地域）の区域 【天王寺駅南側】大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域（阿倍野地域）の区域
臨海景観形成区域	- 概ね大阪港に臨む範囲 - 東側：国道 43 号、木津川、西成区・住之江区の区境界、新なにわ筋 - 西側：大阪湾（市境） - 北側：中島川 - 南側：大和川（市境） - に囲まれた区域
一般区域	都心景観形成区域、臨海景観形成区域、重点届出区域、及びまちなみ創造区域以外

【重点届出区域】

重点届出区域は、地域固有の特性をいかした重点的な景観形成方策を展開する区域とし、「御堂筋地区」「堺筋地区」「四つ橋筋地区」「なにわ筋地区」「土佐堀通地区」「国道2号地区」「中之島地区」の7つからなります。



重点届出区域（7地区）

御堂筋地区	御堂筋及び御堂筋に面する敷地 【区間／大阪駅前（大阪環状線）～土佐堀通、長堀通～難波駅前（難波西口交差点）】
堺筋地区	堺筋及び堺筋に面する敷地【区間／土佐堀通～千日前通】
四つ橋筋地区	四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地 【区間／大阪駅前（阪神前交差点）～千日前通】
なにわ筋地区	なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地【区間／国道2号～千日前通】
土佐堀通地区	土佐堀通及び土佐堀通に面する敷地【区間／なにわ筋～谷町筋】
国道2号地区	国道2号及び国道2号に面する敷地【区間／なにわ筋～御堂筋】
中之島地区	中之島全域、土佐堀川及び堂島川・大川（天満橋～船津橋・端建蔵）

※中之島地区は区域内、その他の地区については当該街路及び街路沿道の敷地が対象となります。
（隅切り部分を含む）

※上記地区が重複する敷地については、双方の基準を満たす必要があります。

【まちなみ創造区域】

まちなみ創造区域は、エリアごとに定める要綱やガイドライン等に基づき、事業者等と大阪市との対話による、地域と一体となった景観まちづくりの取り組みを実施する地区として定めます。



まちなみ創造区域（１地区）

御堂筋デザイン
ガイドライン地区

「御堂筋本町北地区 地区計画」及び「御堂筋本町南地区 地区計画」に定める区域。ただし、本町通以南の心斎橋筋に面する敷地で、御堂筋に接していない敷地は除く。

※御堂筋デザインガイドライン地区では、地区計画による建築物等の形態意匠等の基準のほか、「御堂筋デザインガイドライン」に基づき、事業者と大阪市との対話により、事業者の創意工夫をいかした建築物の形態意匠、屋外広告物、用途の誘導等を行います。詳細については、大阪市ＨＰ「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する協議の概要」をご参照ください。

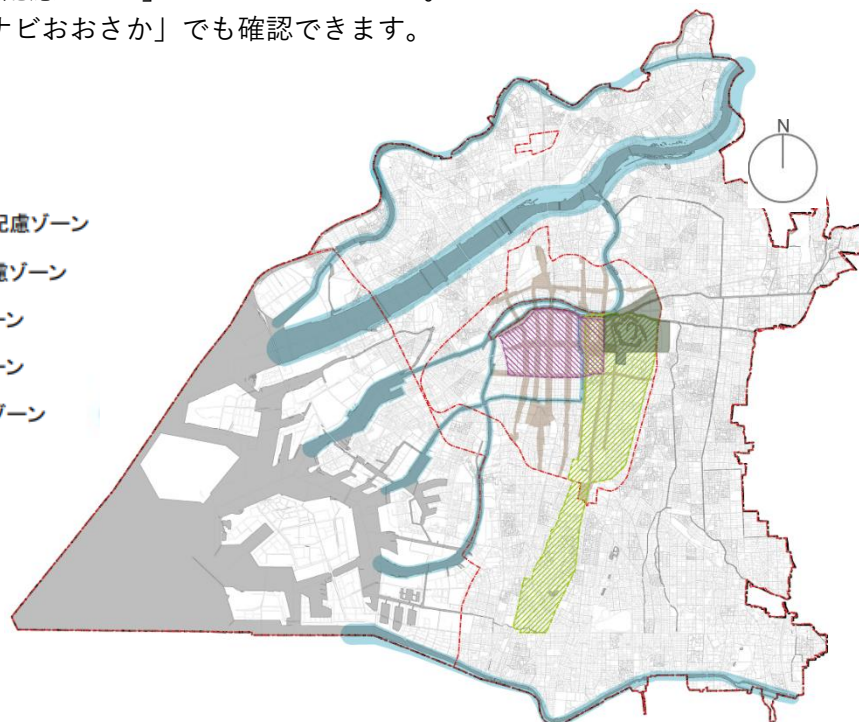
② 景観配慮ゾーン

景観配慮ゾーンは、地形や市街地構造の景観特性に特に配慮した景観形成を図るべきゾーンとし、「都心中央部景観配慮ゾーン」「上町台地景観配慮ゾーン」「河川景観配慮ゾーン」「道路景観配慮ゾーン」「大阪城景観配慮ゾーン」の5つからなります。

大阪市 HP の「マップナビおおさか」でも確認できます。

景観配慮ゾーン

-  都心中央部景観配慮ゾーン
-  上町台地景観配慮ゾーン
-  河川景観配慮ゾーン
-  道路景観配慮ゾーン
-  大阪城景観配慮ゾーン



景観配慮ゾーンの区域

都心中央部景観 配慮ゾーン	○次に示す道路に囲まれた区域及びその区域に接する敷地 東側：谷町筋 西側：新なにわ筋 南側：長堀通 北側：土佐堀通
上町台地景観 配慮ゾーン	○次に示す河川、道路及び区境界に囲まれた区域 東側：玉造筋、阿倍野筋 西側：松屋町筋、阿倍野区・西成区境、住吉区・住之江区境 南側：長居公園通 北側：大川、寝屋川
河川景観 配慮ゾーン	○次に示す河川及び沿川区域（当該河川から 50m（淀川は 100m） 付近の幹線道路、鉄道等の地形地物を区域線とする。） 淀川、大和川、神崎川、大川、堂島川、土佐堀川、道頓堀川、 東横堀川、安治川、尻無川、木津川
道路景観 配慮ゾーン	○都心景観形成区域内の次に示す道路及びその沿道区域（路線式の 用途地域の範囲とする。） なにわ筋、四つ橋筋、国道 176 号（済生会病院前交差点～梅田新 道）、御堂筋、国道 25 号・国道 26 号（難波西口交差点～大阪環状 線）、堺筋、天神橋筋、松屋町筋、天満橋筋、谷町筋、あべの筋、 上町筋、国道 2 号（大阪環状線～梅田新道交差点）、国道 1 号（梅 田新道交差点～大阪環状線）、土佐堀通、本町通、長堀通
大阪城景観 配慮ゾーン	○以下に示す河川、道路、鉄道及び公園に囲まれた区域 東側：大阪環状線、第二寝屋川左岸、上新庄生駒線 西側：谷町筋 南側：中央大通、難波宮公園、中央大通 北側：大川左岸、京阪本線

③ 届出対象行為

区域毎に届出の対象となる行為が異なります。

計画する建築物や工作物について、届出が必要であることを確認しましょう。

※まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）では、本届出に加え、御堂筋デザインガイドラインに基づく協議等が必要となります。詳細については、大阪市HP「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する協議の概要」をご参照ください。

○建築物

	届出が必要となる建築物	届出対象行為
まちなみ創造区域・基本届出区域	敷地面積が 2,000 ㎡以上で、高さが 10m 以上であるもの	・新築 ・増築（増築後の延べ面積が従前の延べ面積の 1.5 倍以内のものを除く。） ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕等（修繕・模様替・色彩の変更）でその修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の 2 分の 1 を超えるもの
	延べ面積が 5,000 ㎡を超え、地階を除く階数が 6 以上であるもの	
重点届出区域	規模に関わらず全て	・新築 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕等（修繕・模様替・色彩の変更）でいずれかの面の修繕等に係る面積がその面の従前の外観に係る面積の 2 分の 1 を超えるもの

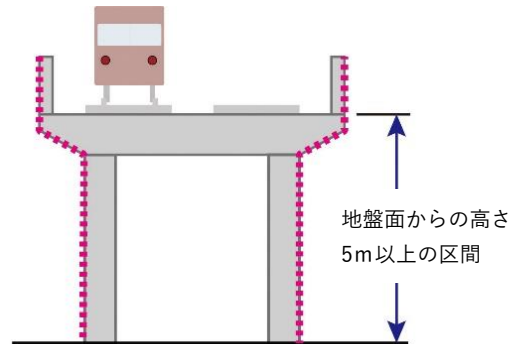
○工作物 1（高架道路・鉄道、河川の護岸、橋梁その他これらの規模に類する土木構造物）

	届出対象となる工作物	届出対象行為
まちなみ創造区域・基本届出区域	①高架の道路又は高架の鉄道 （道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが 5 m 以上の区間が 350m 以上連続しているもの） ※これらの附属施設を含みます。	施工延長が 350m を超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	②河川の護岸 （川幅の平均が 100m 以上のもの）	施工延長が 100m を超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	③橋梁（橋長が 100m 以上のもの）	
	④その他、①～③に類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等
重点届出区域	①高架の道路又は高架の鉄道 （道路面又は線路の施工基面の地表面からの高さが 5 m 以上の区間が 350m 以上連続しているもの） ※これらの附属施設を含みます。	施工延長が 350m を超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	②河川の護岸 （川幅の平均が 50m 以上のもの）	施工延長が 50m を超える建設又は外観を変更することとなる修繕等
	③橋梁	
	④その他、①～③に類する規模及び形態の工作物	建設又は外観を変更することとなる修繕等

【届出の対象となる行為について】

①高架道路・高架鉄道等

高さが5m以上で、施工延長が350m以上連続する高架道路や高架鉄道の建設や外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



施工区間延長 350m以上の連続

②河川の護岸

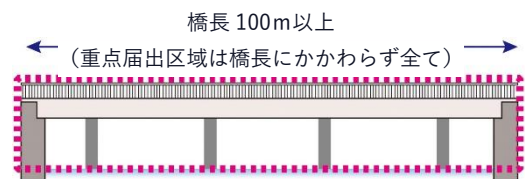
川幅の平均が100m※（重点届出区域は50m）以上で、施工延長が100m（重点届出区域は50m）以上となる河川の護岸の建設や外観を変更することとなる修繕等が対象となります。

※淀川、大和川、正蓮寺川、旧淀川（大川、堂島川、安治川）、木津川、尻無川、神崎川、中島川



③橋梁

橋長が100m以上（重点届出区域は橋長にかかわらず全て）で、施工延長が100m以上（重点届出区域は施行延長にかかわらず全て）となる橋梁の建設や外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



..... : 届出対象（舗装のみの変更は対象外）

○工作物2（煙突、電波塔、広告塔など）

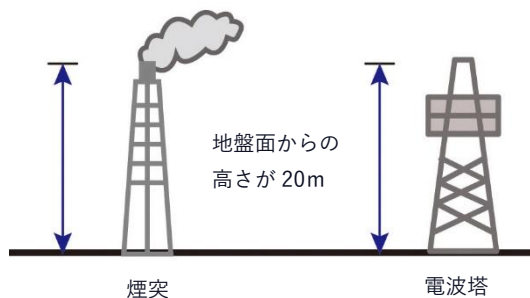
	届出対象規模	届出対象行為
まちなみ創造区域・基本届出区域	①独立する工作物 煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物(高さが20mを超えるもの)	・新設 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕等(修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの)
	②建築物に付随する工作物 建築物に設置する煙突、電波塔、広告塔その他これらに類する工作物（高さが10mを超えるものであって、かつ、当該建築物との高さの合計が20mを超えるもの）	
重点届出区域		

【届出の対象となる行為について】

①独立する工作物

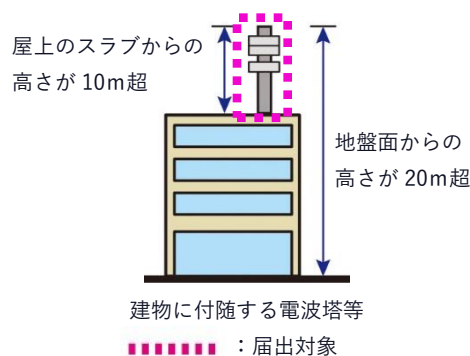
独立する工作物には、右図のようなものが想定されます。

これらのうち高さが20mを超えるもので、新設や増築等又は外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



②建築物に付随する工作物

建築物に付随する工作物には、右図のようなものが想定されます。これらのうち高さが10mを超え、かつ建築物との高さの合計が20mを超えるもので、新設や増築等又は外観を変更することとなる修繕等が対象となります。

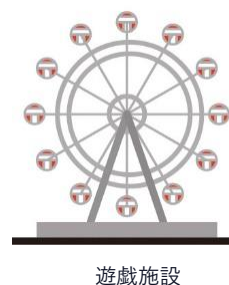


○工作物3（遊戯施設）

	届出対象となる工作物	届出対象行為
まちなみ創造区域 基本届出区域・	コースター、観覧車、その他これらに類する遊戯施設	・新設 ・増築 ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕等（修繕等に係る面積が従前の外観に係る面積の2分の1を超えるもの）
重点届出区域		

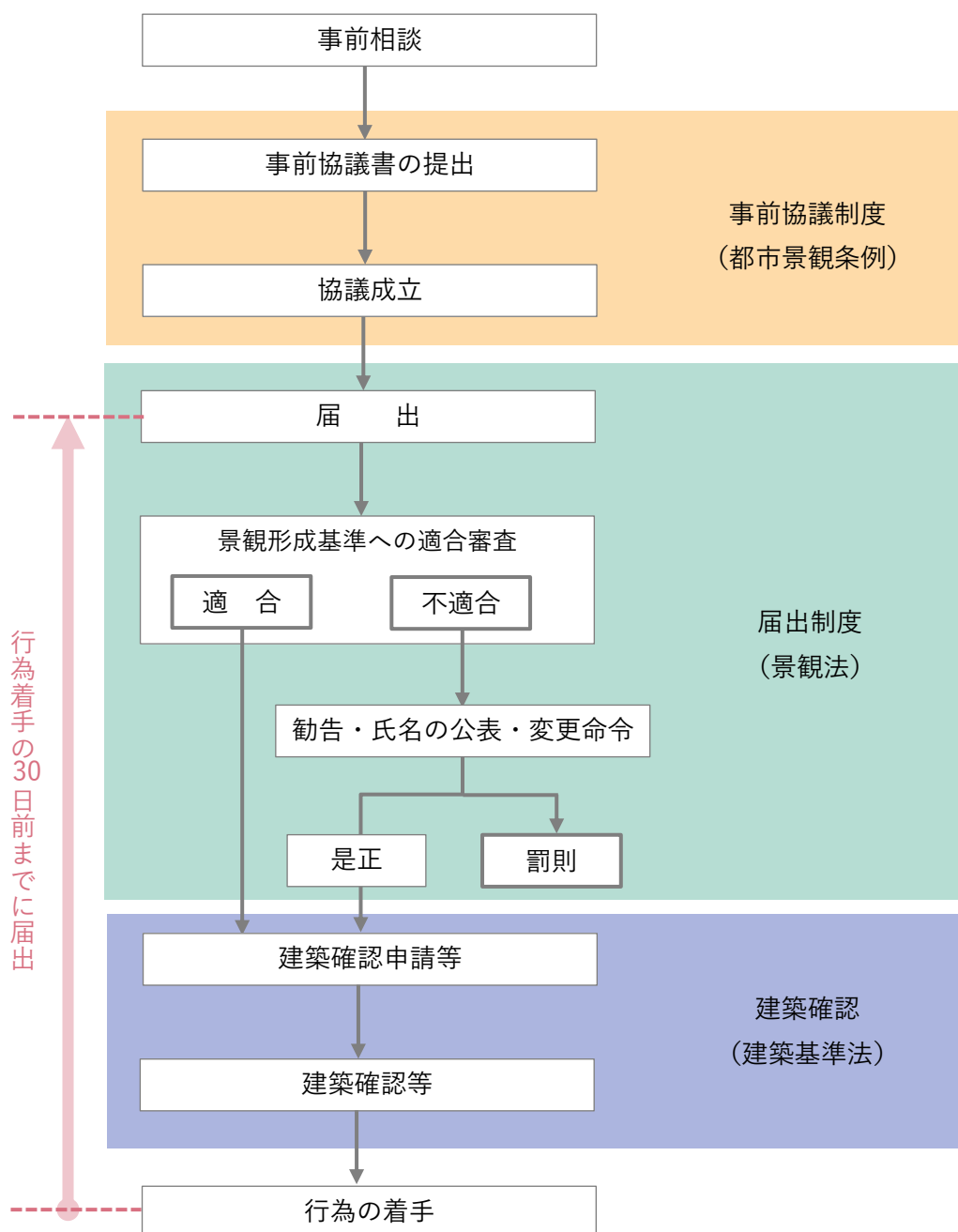
【届出の対象となる行為について】

コースターや観覧車等で、新設や増築等又は外観を変更することとなる修繕等が対象となります。



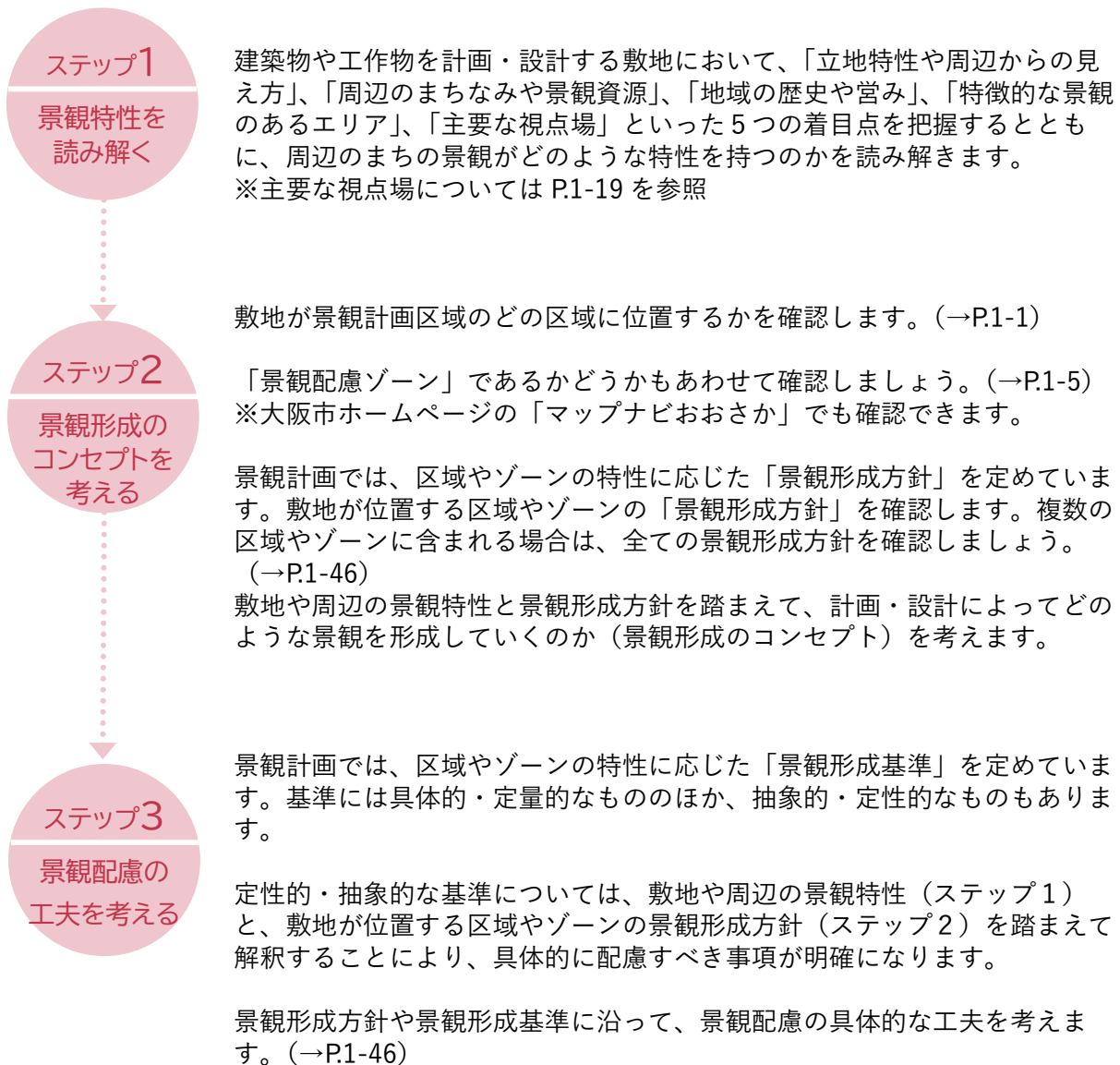
(2) 届出手続きのフロー

計画する建築物や工作物が届出の対象である場合、次のフローに沿って手続きを進めましょう。
手続きの詳細については大阪市 HP「景観計画に基づく建築物・工作物の事前協議・届出について」を確認しましょう。



2. 景観形成の手順

周辺景観に配慮した地域の景観形成に資する建築物や工作物を計画・設計するため、次の手順を参考に検討を進めましょう。



ステップ1 景観特性を読み解く

建築物や工作物の計画・設計を行う敷地の立地特性や周辺のまちの景観特性を次の着目点を参考に読み解きましょう。

着目点1：立地特性や周辺からの見え方

敷地が位置する地域の地形の様子や道路との関係、また周辺の道路や公園などの公共空間から敷地がどのように見えるか確認します。

地形や立地による見え方の例



広幅員の幹線道路沿いに位置し、通行する車からよく見える。また道路の反対側からは高層部も含めて建物の全景が見える。



人通りの多い道路の突き当たり位置し、多くの人の目に留まりやすい（アイストップ）。



坂の途中に位置し、登るときは見上げる視線、下るときは見下ろす視線になって見え方が異なる。



河川沿いに位置し、橋上や対岸のプロムナードから水面越しに水辺の風景の要素として建物の全景が見える。



海際に位置し、近くを通る船上や対岸などから水面越しに遠景として建物が見える。



公園に隣接し、高層建築物であれば公園内から樹木などの緑の背景として見える。

【立地特性や敷地の見え方の調べ方】

計画する敷地内から周囲を見渡すとともに、少し離れていても敷地が見える公共空間を探し、そこからの見え方や不特定多数の人から見られる頻度などを確認します。

着目点2：周辺のまちなみや景観資源

計画する敷地の周辺のまちなみを観察し、景観を構成している主要な要素や近くに特徴的な景観資源となるものがあるか確認します。

周辺のまちなみの例



周辺は業務系用途の建物が多く、道路の反対側は大街区の高層ビルがある。同じ並びには中低層の建物が多く近代建築など歴史を感じさせる建物もある。



周辺は敷地規模が比較的大きい戸建住宅が建ち並んでいる。敷地内の庭木などの緑が通りに表出し、緑豊かで落ち着いた住宅地の景観を生み出している。



周辺は比較的大規模の倉庫や物流施設が多く、敷地の南側には広場がある。通りの先には長大橋が見え、景観のアクセントとなっている。



周辺は商店街で様々な店舗が軒を連ねている。人通りも多く、通りから見える店内の様子などにもにぎわいのある景観の要素となっている。

【周辺のまちなみや景観資源の調べ方】

敷地の界隈を歩き、道路の幅員や人通りの状況はどうか、どのような建物が多いのか、街路樹や敷地内の緑の状況はどうかなどを観察します。周辺にある建物は単体としてだけでなく、まちなみとしてとらえた時の特徴にも注意します。

特徴のある建築物や樹木、工作物など、周辺の景観の中で重要な景観資源となるものがあるか確認します。本市が登録している都市景観資源の分布について事前に調査しておくことも有効です。

※都市景観資源については大阪市 HP「都市景観資源（わがまちナイススポット）の概要」で確認できます。

景観コラム 景観資源とは

景観資源は、「景観構成要素」とも呼ばれ、その場所の景観を構成する要素のことです。景観資源は、自然のもの（自然の地形や保護樹木など）と人の手によって作られたもの（建築物や工作物、道路、庭園、まちなみなど）に分けることができますが、その2つが複合してできたもの、例えば、山間の地形に応じた棚田や地形と一体の集落、鎮守の森、里山などもあります。景観資源の大きさもいろいろです。山や河川、湖沼、海、海岸線、森林のような面的、線的な大きなものあれば、記念碑や石碑、看板、建築物、橋梁などの土木工作物、市街地や公園にある特徴的な樹木など、点の要素も多く存在します。また、神社などの祭礼やお花見・紅葉狩りなど、ある時期だけ見られるものもあります。

「看板」と言えば、しばしば景観を乱す要素と見なされますが、道頓堀川沿いなどでは、地域の景観の重要な要素にもなっています。大阪は早い時期から市街化が進んでいたエリアが広く、都市的な要素が多いように思えますが、よく見れば、古墳や、社寺などの歴史的建造物、大正時代の近代建築、水都大阪の名にふさわしい水辺など、さまざまな景観資源があります。既存の景観資源を生かしつつ、新たな計画・設計が、その地域の新しい景観のアクセント、次世代の景観資源となることが期待されます。

大阪市都市景観委員（建築設計計画） 橋寺 知子（関西大学 環境都市工学部建築学科 准教授）

着目点3：地域の歴史や営み

計画する敷地の履歴を確認するとともに、地域の成り立ちや歴史背景などを調査します。また、地域で引き継がれてきた習慣や祭り、伝統行事などの人々の営みについて把握します。これらが現在の景観が形成されてきた背景となっています。

地域の歴史や営みの例



かつて大規模工場の敷地であったが住宅団地として開発されたエリアで、利便性の高い環境から住宅地として人気が高い。



夏には大きな祭りが開催され、敷地の前の通りは神輿渡御のルートにもなっている。



かつて海外交易の中心地で外国人が多く居住していたエリアであり、現在も教会など当時の面影が残る。



江戸時代から現代まで常に大阪を代表する商業地で、地元組織により建物の用途やまちなみなどのルールが運用されている。

【周辺のまちなみの調べ方】

地域史などの文献から地域の成り立ちを調べます。地名の由来を調べたり、地域の歴史や文化のことをよく知る人に話を聞くことなども有効です。

景観コラム 営みが紡ぎ出す景観

「天神祭の宵宮である。遠くまで続く門並の祭提灯、張り巡らされた幔幕、もみの木の瓶花、金銀の屏風、どれもこれもお祭り気分をそそりたてるものばかり。」これは、昭和4（1929）頃天神祭の宵宮の情景を記した日記の一文です。いきいきとして美しい祭りの日のまちが、目の前に浮かび上がってくるようです。

地域固有の景観は、その土地における日々の営みとともに、年中行事、冠婚葬祭など特別な日の存在によってかたちづくられてきました。たとえば祭礼が行われるまちでは、幕掛けや提灯を吊る金具や支柱、見物のための栈敷といった祭礼のための装置が、家々に伝統的に設えられています。これらは普段、意識することはありませんが、祭礼時に突如としてあらわれ、まちを祝祭空間へと変えます。また、御旅所や渡御筋など、祭礼の舞台となる場所や道は、まちの空間構造を示すものであると同時に、景観構造の骨格となっています。

日常とともに、こうした特別な日のあり様に注意を払い、仕組まれた景観要素を読み解くことで、それぞれの地域がめざすべき景観とその整備の方向性が浮かび上がることが期待されます。対象となるのは、建物や土木構造物、地形、自然、そしてなにより人間の行為を含んだ生活空間の総体としての眺めです。また、眺めの背景にある意味や慣習、歴史、社会システムへのまなざしも重要です。

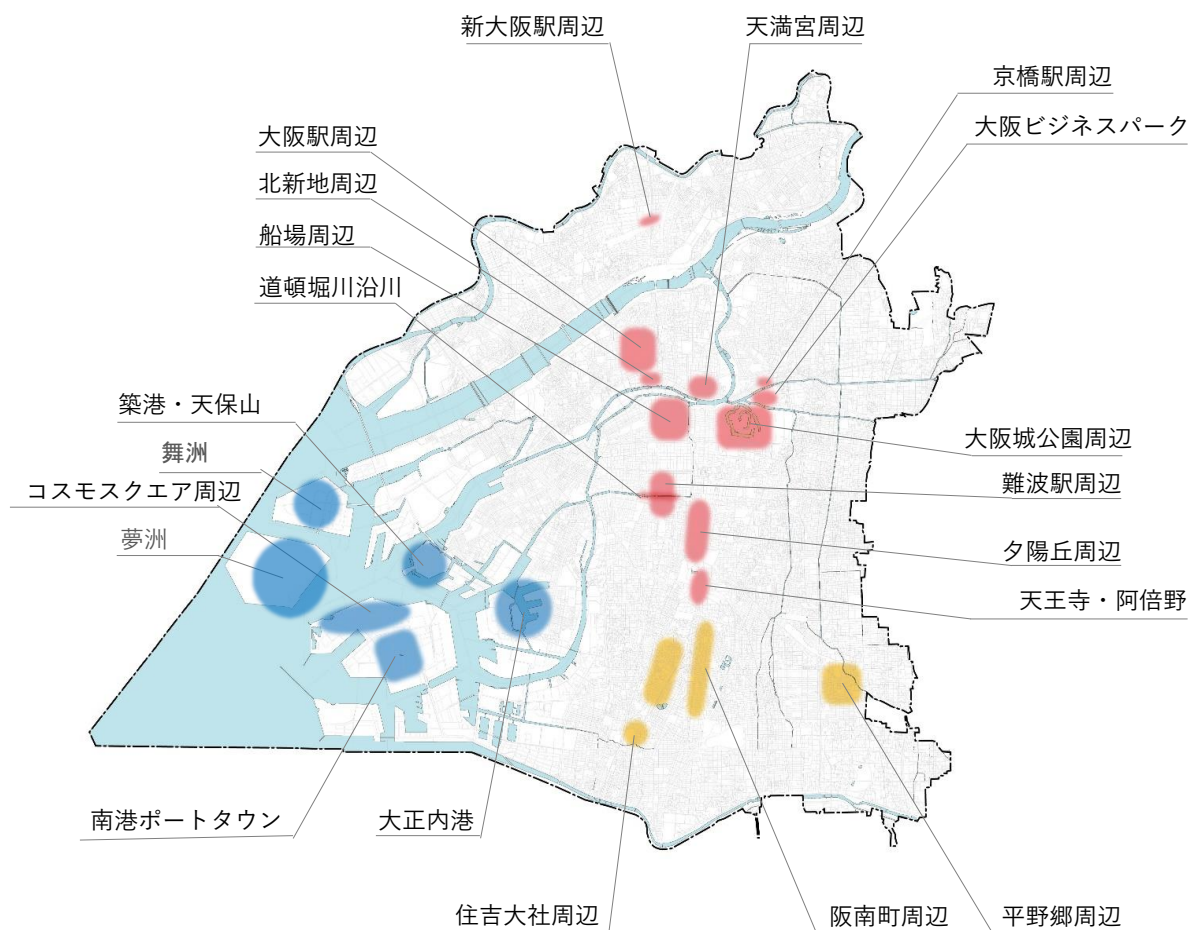
生活文化として景観が共有されてはじめて、地域の景観が美しくあること、景観がかたちづくられる規範や仕組みが守られるべきことが説得力をもちます。生活そのものが景観を造り出していることに、われわれはまずもって意識的でありたいと考えます。

大阪市都市景観委員（建築設計計画） 中嶋 節子（京都大学大学院 人間・環境学研究科 教授）

着目点4：特徴的な景観のあるエリア

計画する敷地が特徴的な景観のあるエリア内やその周辺に位置する場合は、それらの景観の特徴についても把握しましょう。

なお、特徴的な景観のある主なエリアの例を次に示しています。



【都心部の例】

エ リ ア	景観の特徴と留意点
新大阪駅周辺 	・新大阪駅を中心とするターミナル空間を核とした景観が形成されています。 ⇒大阪の玄関口としてのもてなしを感じられる洗練されたデザインや周辺との調和に配慮したまちなみの形成が求められます。
大阪駅周辺 	・駅前の街区を中心に、風格があり洗練されたまちなみが形成されています。 ⇒これらのまちなみを核とし、統一感や調和に対する配慮や個性的で象徴的な形態など、場所の特性に応じた方法により玄関口にふさわしい風格のあるまちなみの形成が求められます。
北新地周辺 	・キタの歓楽街として、特に夜間には屋外広告物が特徴的なにぎわいのある景観が形成されています。 ⇒人々を惹きつけ、多様性と期待感があるしゃれたにぎわいのあるまちなみの形成が求められます。
天満宮周辺 	・天満宮と参道を中心に歴史を感じさせるまちなみが形成されています。 ⇒このようなまちなみを資源として継承し、これらの資源との調和に配慮することで深みのあるまちなみの形成が求められます。
京橋駅周辺 	・大阪の東のターミナルであり、界隈性のあるにぎわいの景観が形成されています。 ⇒人々の回遊を生み出し、多様性に富んだにぎわいあるまちなみの形成が求められます。 ⇒都心に育まれた水と緑豊かな憩いの場として広く市民に親しまれ、大阪観光の代表で歴史的なランドマークとなっている大阪城天守閣との調和に配慮した景観の形成が求められます。
大阪ビジネスパーク 	・高層建築物群と豊かな街路樹などにより、洗練されたオフィス街の景観が形成されています。 ⇒圧迫感を緩和するとともに、街路樹と一体となった敷地内の緑とゆとりあるオープンスペースが融合したうるおいあるまちなみの形成が求められます。 ⇒都心に育まれた水と緑豊かな憩いの場として広く市民に親しまれ、大阪観光の代表で歴史的なランドマークとなっている大阪城天守閣との調和に配慮した景観の形成が求められます。

船場周辺



- ・伝統的な町割りの中に近代建築などの歴史的景観資源が点在し、趣のあるオフィス街の景観が形成されています。
- ⇒このような環境との調和を図り、多様な集積をいかながら、歴史性や文化性などの面でまとまりが感じられ、周辺のスケール感に配慮したヒューマンスケールのまちなみの形成が求められます。
- ⇒周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの資源との調和に配慮した景観の形成が求められます。
- ⇒また、船場後退線を含め人々が快適に活動できる歩行者空間の確保、うるおいある緑の創出や、人々が立ち寄り交流できる沿道建築物の工夫などを進めることで船場らしいまちの魅力の創造が求められます。

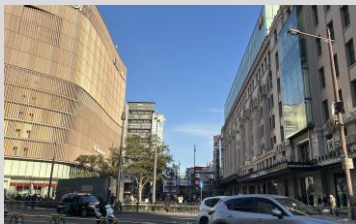
道頓堀川沿川



- ・河川に沿ったとんぼりリバーウォークや河川に面して個性的なファサードの建物によりにぎわいのある景観が形成されています。
- ⇒対岸や橋上、水上からの眺めを意識しながら、個性を持ちつつ周辺と調和した協調性のあるデザインとし、低層部は遊歩道を歩く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとするなど、川、水辺、遊歩道と沿川のまちが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみ形成が求められます。

難波駅周辺

(長堀通～難波駅前)



- ・界限ごとに特徴のある多様なエリアが存在し、キタと並ぶ大阪を代表する繁華街として多様なにぎわいのあるまちなみが形成されています。
- ⇒多様な要素が混在する中から新しい文化を生み出し、常に活力を維持してきた地域の伝統を受け継ぎ、新たな文化創造を誘発するような感性を刺激するまちなみの形成が求められます。

天王寺・阿倍野



- ・天王寺公園や親しみのある界限、さらには更新を続ける大規模な建築物などが景観の要素となっています。
- ⇒今後は界限ごとの個性をいかした多様なまちなみを形成していくとともに、個別の空間のつながりに配慮し、周辺と調和した景観を形成していくことが求められます。

大阪城公園周辺

(天満橋・谷町四丁目・森ノ宮)



- ・大阪城公園の豊かな緑と広大なオープンスペースが特徴です。
- ⇒このような特徴をいかし、より緑影濃く広々としたうるおいある良い景観の形成が求められます。
- ⇒都心に育まれた水と緑豊かな憩いの場として広く市民に親しまれ、大阪観光の代表で歴史的なランドマークとなっている大阪城天守閣との調和に配慮した景観の形成が求められます。

夕陽丘周辺



- ・坂道と崖線や地域内に点在する社寺林などの緑の帯が特徴的な景観要素となっています。
- ⇒これらの要素をいかし、敷地内の外構緑化など多様な緑の連続性に配慮することにより、うるおいあるまちなみの形成が求められます。
- ・歴史的・文化的資産が多数残されており、都心部にありながら落ち着いた雰囲気の界限が形成されています。
- ⇒このような地域の環境を継承した趣のある景観の形成が求められます。

【臨海部の例】

エ リ ア	景観の特徴と留意点
コスモスクエア周辺 	・大阪の海の玄関口として、個性的な建築物と遊歩道による大スケールでゆとりのある景観が形成されています。 ⇒これらの景観と調和しながら、港の交流拠点として、活気があり、かつ、洗練された景観の創出が求められます。 ⇒特徴的な景観資源となっている夕陽や大規模な橋梁などとの調和に配慮した景観の形成が求められます。 ⇒海辺のまちなみを見る（視点場）・見られる（視対象）の関係となっており、中遠景に望む大スケールのパノラマ景観の形成が求められます。
築港・天保山 	・築港などのウォーターフロントでは、にぎわいのあるまちなみが形成されています。 ⇒今後もよりにぎわいのある景観形成を図るとともに、客船のターミナルとして、ふさわしい港町の風情が感じられる快適なまちなみの創出が求められます。 ⇒周辺に海運産業を支えた近代建築など、港の歴史・文化が感じられる資産が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観の形成が求められます。 ⇒特徴的な景観資源となっている大規模な橋梁などとの調和に配慮した景観の形成が求められます。 ⇒海辺のまちなみを見る（視点場）・見られる（視対象）の関係となっており、中遠景に望む大スケールのパノラマ景観の形成が求められます。
舞洲 	・海に浮かぶ森としてゆとりとうるおいを感じられる景観が形成されています。また、レクリエーション機能が充実しており、それらを取り巻く景観は市民に親しまれています。 ⇒スポーツ・レクリエーション拠点として、豊かな緑と開放感のある海辺に配慮したゆとりのある景観の形成が求められます。 ⇒特徴的な景観資源となっている大規模な橋梁などとの調和に配慮した景観の形成が求められます。 ⇒海辺のまちなみを見る（視点場）・見られる（視対象）の関係となっており、中遠景に望む大スケールのパノラマ景観の形成が求められます。
夢洲 	・産業・物流ゾーンと新たな観光拠点が共存するエリアとなっています。 ⇒水際線に向けた開放的な眺望、ゆとりある歩行者空間や緑の空間を有する公共空間の創出など、「水」とベイエリアをネットワークする「みどり」により、大阪・関西の海の玄関口にふさわしく、観光拠点の新しい顔となる魅力的空間の創出が求められます。 ⇒特徴的な景観資源となっている夕陽や大規模な橋梁などとの調和に配慮した景観の形成が求められます。 ⇒海辺のまちなみを見る（視点場）・見られる（視対象）の関係となっており、中遠景に望む大スケールのパノラマ景観の形成が求められます。
大正内港 	・閉鎖的な静水域に面して港湾関連機能と居住機能等が共存し、陸地と水面とのつながりが比較的密接な落ち着いた雰囲気景観が形成されています。 ⇒このような景観の特徴を継承しつつ、ドック、運河、渡船場などの特徴的な景観資源との調和に配慮した景観の形成が求められます。
南港ポートタウン 	・街路樹や緑地などの多くの緑に囲まれたゆとりとうるおいある住宅地の景観が形成され、港湾関連施設が立地する海際の景観とは異質の空間となっています。 ⇒このような良好な環境を継承し、緑豊かで落ち着きのある景観の形成が求められます。

【一般市街地の例】

エ リ ア	景観の特徴と留意点
住吉大社周辺 	・熊野街道沿いや住吉街道沿いを中心に、伝統的な町家建築が今も多数残されており、歴史・文化を感じられるまちなみが形成されています。 ⇒このような資源をできるだけ保全するとともに、その周辺においてはこれら資源との調和に配慮することで深みのあるまちなみの形成が求められます。
阪南町周辺 	・周辺に旧街道筋沿いの優れたまちなみや昭和初期に建設された長屋などが点在し、深みのあるまちなみとなっています。 ⇒歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観形成が求められます。
平野郷周辺 	・自治都市として栄えた旧環濠内に伝統的な建築物が残っており、歴史・文化を感じられるまちなみが形成されています。 ⇒このような資源をできるだけ保全するとともに、その周辺においてはこれら資源との調和に配慮することで深みのあるまちなみの形成が求められます。

景観コラム 市街地に残る旧集落の面影

それぞれの土地には、かつてその町で暮らした人々の生活の歴史が刻まれています。歴史の積層は景観という形で現れ、ときにはひょっこりと顔を出すかのように街角に歴史的な事物が残っていたりしています。『景観計画』p.37 に記載の「旧集落・旧街道筋の分布」図を見れば、大阪市内にもかつての街道や集落がたくさん存在していたことがわかります。これらの旧街道や旧集落は、大阪の近代化による市街地の拡大や改変によりその姿を変えながら、現代都市の中に埋没してきました。しかし、今日でも道路パターン（不規則で狭い路地など）や寺社、歴史的建造物、生け垣や塀、古木や樹林など、往時の痕跡や面影を残す建物や場所も多く、大阪市の都市景観資源には、そうした歴史的建造物などが各地域の景観を特徴付ける重要な役割を担うものとして数多く選定されています。

HOPE ゾーン事業が実施された平野郷地区や空堀地区などでは、歴史的建造物や長屋などが集積的に残っており、補助事業などによって歴史的なまちなみや雰囲気を保全するために修景・補修がなされてきました。しかし、これら以外の地区でも旧集落や旧街道沿いの地区では歴史的な建造物や塀、さらに道標などのまちなみ景観要素を保全するとともに、建物の新築や改築に際して、これらと調和した形態・デザインや色彩、植栽などに配慮いただくことで、その場所が育んできた歴史とまちなみの雰囲気を次代につなぐことができます。これらは、その町に住む人々の誇りや愛着となり、皆が共有するその町の個性として引き継がれていくことになるのです。

大阪市都市景観委員（都市景観） 澤木 昌典（大阪大学大学院 工学研究科 教授）

着目点5：主要な視点場

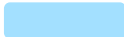
視点場とは、視対象（眺めの対象）を眺望するために設置された場所又は眺望することができる場所のうち、不特定多数の人が自由に立ち入ることができ、眺望できる場所です。

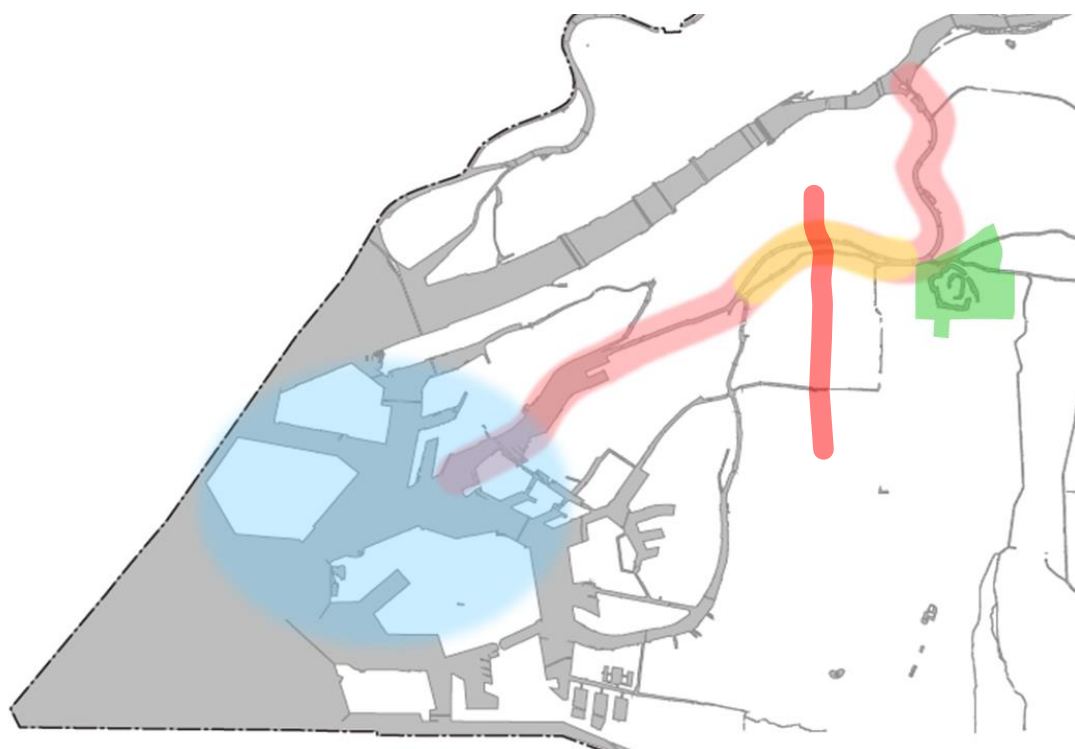
計画する敷地を中遠景に望む主要な視点場からの見え方を確認するとともに、周辺に景観資源となるものがある場合は、それらの見え方についても確認しましょう。

なお、景観計画では、古くから市民が誇りとする魅力的な眺めが生み出された「大阪城公園周辺」、「中之島等」、また、大阪の魅力を世界に発信する絶好の機会を有した「ベイエリア」及び大阪のメインストリートとして我が国でも類のない風格のあるシンボリックな見通し景観を形成する「御堂筋とその沿道」の下図に示す4箇所の大阪を代表するエリアを対象としており、ここでは各エリアにおける主要な視点場と配慮すべき景観資源の例、及び代表的な視点場からみた景観の特性を次に示しています。

※夜間景観については、7章「夜間景観ガイドライン」もあわせて確認しましょう。

大阪を代表するエリア

眺望・ 夜間景観	[		大阪城公園周辺（大阪城景観配慮ゾーン）
			ベイエリア
			御堂筋とその沿道（道路景観配慮ゾーン 御堂筋）
眺望景観	[		中之島等
夜間景観	[		河川景観配慮ゾーン 天満橋～船津橋・端建蔵橋
			河川景観配慮ゾーン 大川・堂島川・土佐堀川・安治川



大阪城公園周辺の例

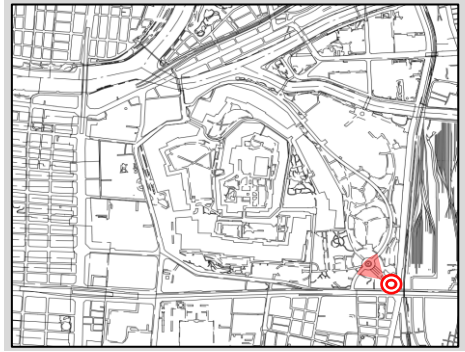
エリア	主要な視点場	配慮すべき主要な景観資源
京橋	⑦大阪歴史博物館展望台	大阪城天守閣、大阪城公園、 クリスタルタワー
	⑧難波宮跡公園	
	⑨大阪城天守閣展望台	
OBP (大阪ビジネスパーク)	④OMMビル展望台	大阪城天守閣、大阪城公園、 クリスタルタワー
	⑦大阪歴史博物館展望台	
	⑧難波宮跡公園	
	⑨大阪城天守閣展望台	
大阪城公園周辺 (天満橋)	①森ノ宮駅	大阪城天守閣、大阪城公園、 大阪府庁本館
	⑤高麗橋通（谷町1交差点）	
	⑨大阪城天守閣展望台	
大阪城公園周辺 (谷町四丁目)	②新鳴野橋・城見緑道	大阪城天守閣、大阪城公園、 大阪府庁本館
	⑨大阪城天守閣展望台	
大阪城公園周辺 (森之宮)	③大坂橋	大阪城天守閣、大阪城公園
	④OMMビル展望台	
	⑤高麗橋通（谷町1交差点）	
	⑥大阪府庁前	
	⑨大阪城天守閣展望台	



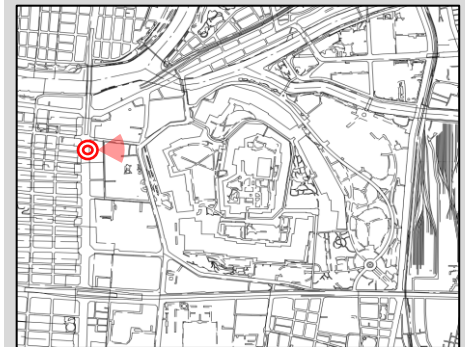
※②,⑧の視点場は、代表的な地点を図示しており、周辺の公共空間からの見え方も確認しましょう。

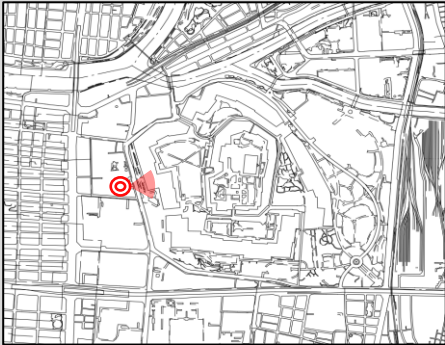
【代表的な視点場からみた景観の特性】

エリア	大阪城公園周辺（天満橋）
視点場	①森ノ宮駅
景観の分類	眺望景観（ランドマークへの眺め）・夜間景観（個のあかり）
景観特性	●公園の緑を前景とした大阪城への眺望景観 森ノ宮駅出口は、大阪城公園のエントランスの一つであり、公園のアプローチ空間の先に緑に浮かぶ大阪城天守閣が見え、来訪者の期待感に応える「もてなし」の景観を形成しています。

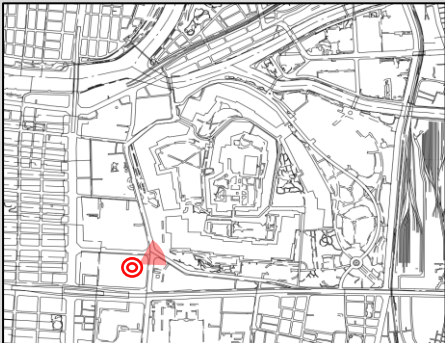


エリア	大阪城公園周辺（天満橋）
視点場	⑤高麗橋通（谷町1交差点）
景観の分類	眺望景観（ランドマークへの眺め）
景観特性	●通り越しの大阪城への眺望景観 高麗橋通の東の先は豊臣時代の大阪城天守閣の位置にあたり、この通りでは両側の街角に建てられた櫓屋敷の間を通して大阪城天守閣を望むという構図が得られていたと考えられ、高麗橋通からの大阪城天守閣への眺めは歴史を感じさせる景観を形成しています。

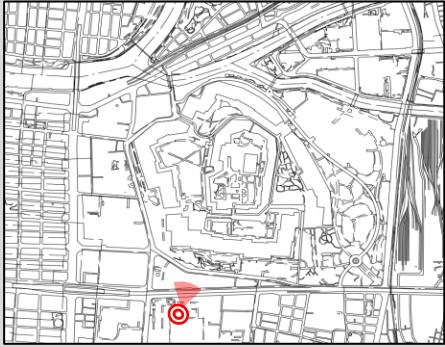


エリア	大阪城公園周辺（森之宮）	
視点場	⑥大阪府庁前	
景観の分類	眺望景観（ランドマークへの眺め）	
景観特性	●石垣を前景とした大阪城への眺望景観 稲荷の祭礼が行われる初午の日に、市民に開放された馬場に茶屋が出され、凧揚げや後楽に興じる人々で賑わったとされています。馬場があったものと考えられる大阪府庁前からの大阪城天守閣への眺めは、過去から市民に親しまれたものであり、当時から残る石垣越しに見る大阪城天守閣は歴史を感じさせる景観を形成しています。（参考：大阪市立図書館デジタルアーカイブ）	

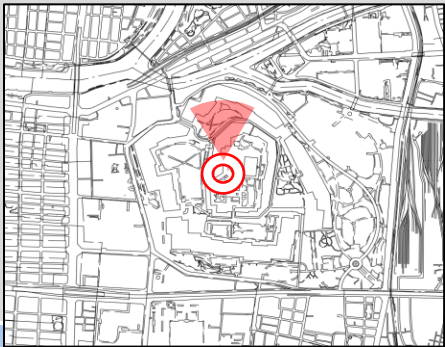


エリア	OBP（大阪ビジネスパーク）	
視点場	⑦大阪歴史博物館展望台	
景観の分類	眺望景観（ランドマークへの眺め）	
景観特性	●高層ビル群を背景とした大阪城への眺望景観 大阪ビジネスパークの高層ビル群を背景に大阪城天守閣を俯瞰でき、歴史的ランドマークと現代的摩天楼とのコントラストが、本市の発展と文化の重層を思わせる景観を形成しています。	



エリア	OBP（大阪ビジネスパーク）	
視点場	⑧難波宮跡公園	
景観の分類	眺望景観（ランドマークへの眺め）	
景観特性	●難波宮公園のオープンスペースを前景とした大阪城への眺望景観 古代、大化の改新による難波遷都の後、造営された難波宮の旧跡であり、復元された大極殿からは、大阪ビジネスパークのビル群を背景に大阪城天守閣が眺望でき、大阪の古代、中近世、現代が一望できる景観を形成しています。	

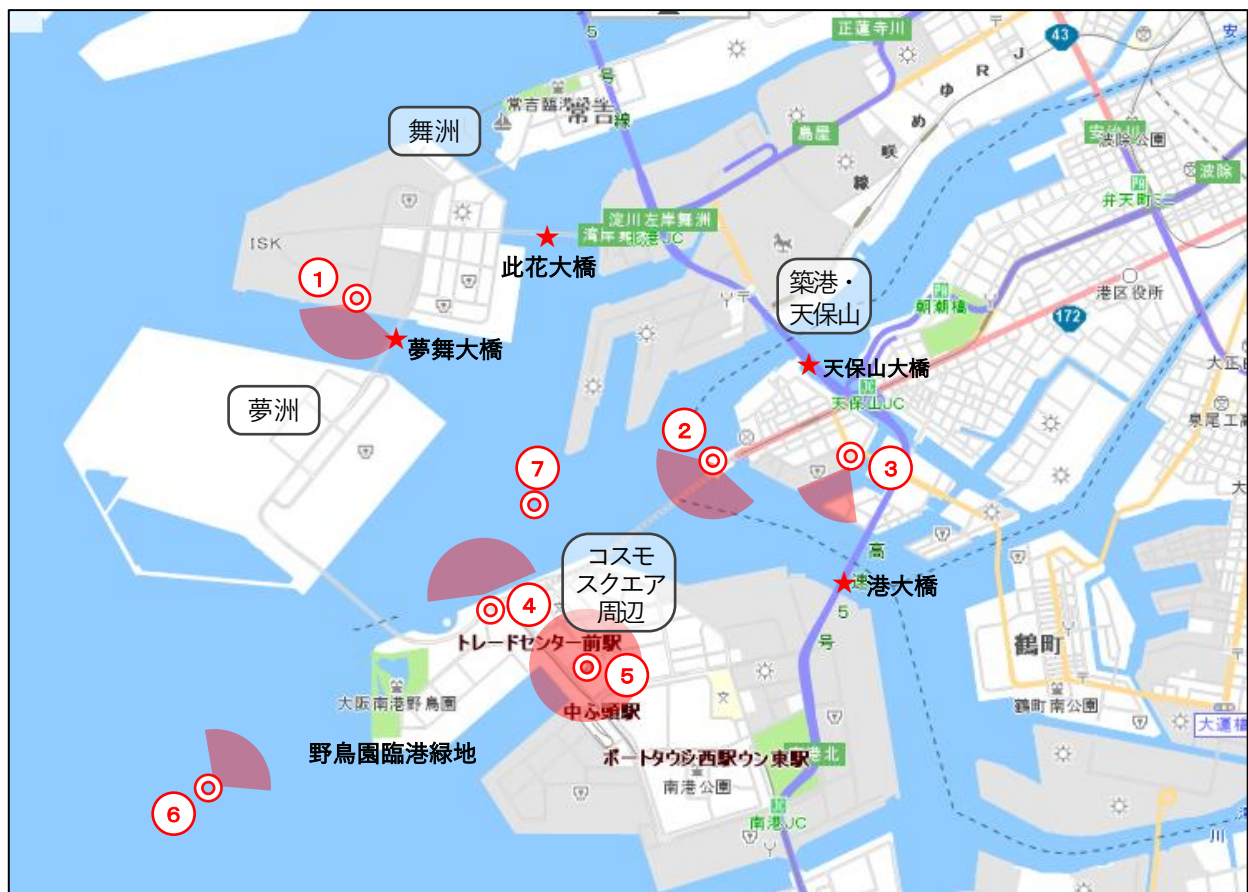



エリア	大阪城公園周辺（谷町四丁目）	
視点場	⑨大阪城天守閣展望台	
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）	
景観特性	●公園の緑やオープンスペースを前景としたビル群への眺望景観 大阪城の堀や現代のビル群など、各年代の景観要素を同時に見ることができ、歴史の重層性を感じさせる魅力ある景観を形成しています。	



ベイエリアの例

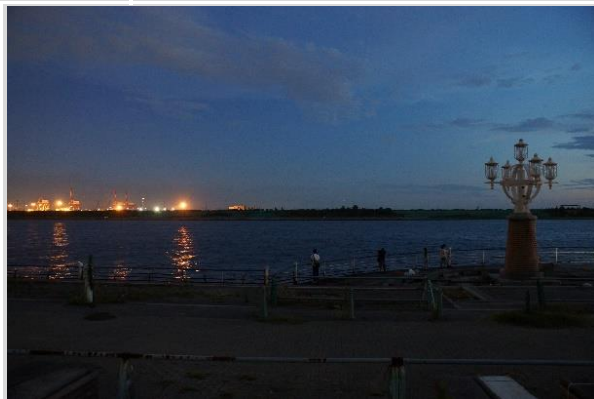
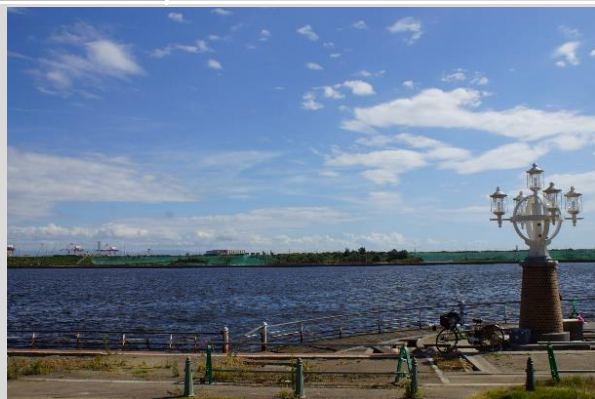
エリア	主要な視点場	配慮すべき主要な景観資源
コスモスクエア 周辺	②ダイヤモンドポイント（築港・天保山）	夕陽、港大橋、野鳥園臨港緑地
	③プロムナード（築港・天保山）	
	⑥⑦船上	
築港・天保山	④シーサイドコスモ（コスモスクエア周辺）	港大橋、天保山大橋
	⑤大阪府咲洲庁舎展望台（コスモスクエア周辺）	
	⑦船上	
夢洲	①シーサイドプロムナード（舞洲）	夕陽、夢舞大橋
	②ダイヤモンドポイント（築港・天保山）	
	④シーサイドコスモ（コスモスクエア周辺）	
	⑤大阪府咲洲庁舎展望台（コスモスクエア周辺）	
	⑥⑦船上	
舞洲	④シーサイドコスモ（コスモスクエア周辺）	夢舞大橋、此花大橋
	⑤大阪府咲洲庁舎展望台（コスモスクエア周辺）	
	⑦船上	



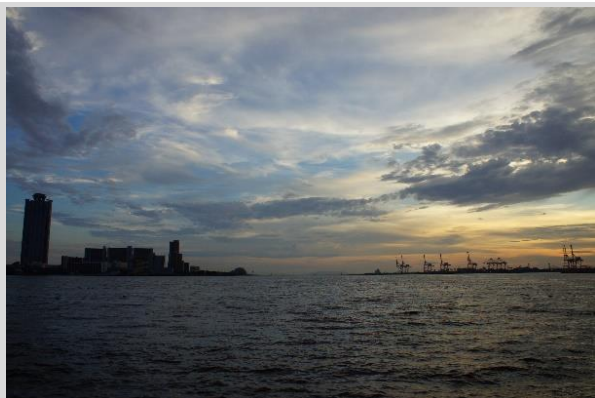
※①,②,③,④の視点場は、代表的な地点を図示しており、周辺の公共空間からの見え方も確認しましょう。
 ※⑥,⑦の視点場は、代表的な地点を図示しており、周辺の海上からの見え方も確認しましょう。

【代表的な視点場からみた景観の特性】

エリア	夢洲
視点場	①シーサイドプロムナード（舞洲）
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）・夜間景観（水辺のあかり）
景観特性	●対岸から海面越しに広範囲に見渡す眺望景観 海面越しに望む大規模な工作物や西の海に沈む夕陽は、大阪の海の玄関口にふさわしい、大スケールなパノラマ景観を形成しています。



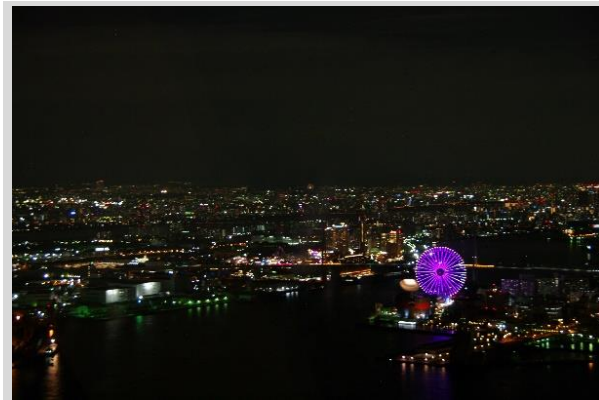
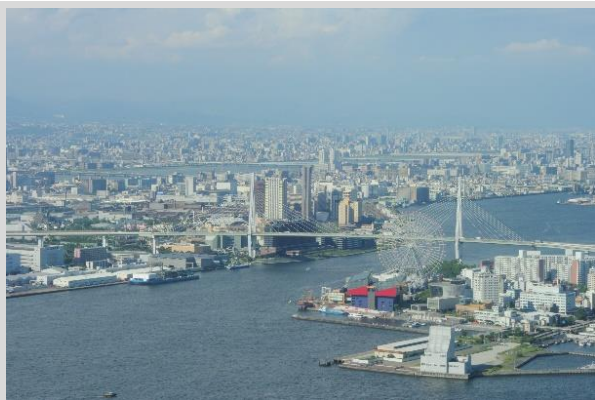
エリア	コスモスクエア周辺
視点場	②ダイヤモンドポイント（築港・天保山）
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）・夜間景観（水辺のあかり）
景観特性	●対岸から海面越しに広範囲に見渡す眺望景観 海面越しに望む大規模な工作物や建築物群は、大阪の海の玄関口にふさわしい、大スケールなパノラマ景観を形成しています。



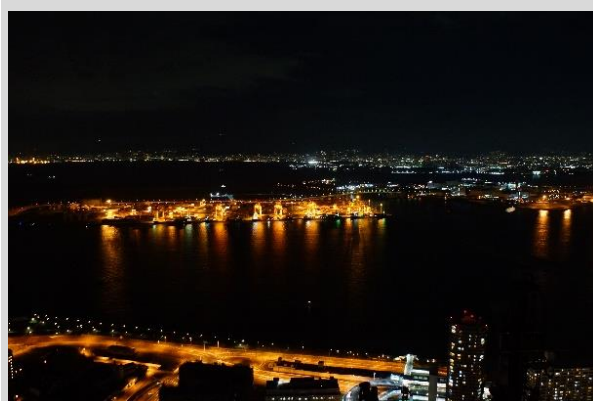
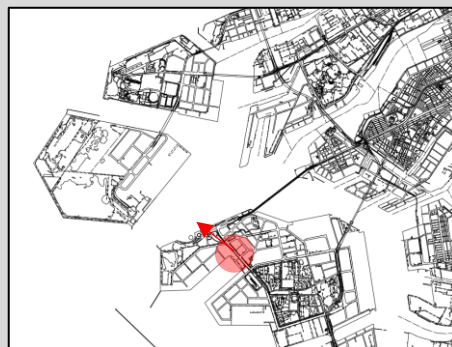
エリア	築港・天保山
視点場	④シーサイドコスモ（コスモスクエア周辺）
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）・夜間景観（水辺のあかり）
景観特性	●高所から市街地を広範囲に俯瞰する眺望景観 六甲山系を背景に海面越しに望む大規模な工作物や西の海に沈む夕陽は、大阪の海の玄関口にふさわしい、大スケールなパノラマ景観を形成しています。



エリア	築港・天保山
視点場	⑤大阪府咲洲庁舎展望台（コスモスクエア周辺）
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）・夜間景観（水辺のあかり）
景観特性	●高所から市街地を広範囲に俯瞰する眺望景観 高所から俯瞰する大規模な建造物を中心とした海辺のまちなみは、複雑な海岸線が景観に奥行きを与え大スケールなパノラマ景観を形成しています。



エリア	舞洲
視点場	⑤大阪府咲洲庁舎展望台（コスモスクエア周辺）
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）・夜間景観（水辺のあたり）
景観特性	●高所から市街地を広範囲に俯瞰する眺望景観 高所から俯瞰する大規模な建造物を中心とした海辺のまちなみは、複雑な海岸線が景観に奥行きを与え大スケールなパノラマ景観を形成しています。



景観コラム ベイエリアにおける面的開発による一体的な眺望景観の形成

大阪市のベイエリアは、2025 年に開催される大阪・関西万博や IR（統合型リゾート）などの大規模な面的整備が予定されています。ベイエリアの開発は、ウォーターフロント開発ともいわれ、これまでも国内外で多くの事例が見られますが、計画的な大規模開発が行われる傾向から、ランドマークとなる大規模建築物の眺望景観が周辺に大きな影響を及ぼします。このようなベイエリアの面的開発においては、眺望景観も含めた計画的かつ一体的な景観誘導が求められます。

そこで、これまでのベイエリアにおける面的開発と眺望景観に配慮した二つの事例を紹介します。

一つ目は、米国ニューヨークのバッテリーパークシティです。建築デザインには 20 世紀中期に流行していたガラスを多用するモダニストなデザインではなく、古き良きニューヨークをイメージしたものとなっています。例えば住宅街区では、街区に面した壁面については、下層は暖色系のアースカラー、上層はレンガ使用を望ましいとし、下層と上層の見切りの軒の水平線を強調し、建物を視覚的に連続させ、個性と魅力を兼ね備えた景観を実現しています。

二つ目は、「みなとみらい」などベイエリア開発を進めている横浜市です。内港地域を対象として、眺望景観への配慮とした眺望点、船上からの景観を意識し、魅力ある景観を創るといった美港形成構想を策定しています。

以上より、大阪ベイエリアの面的開発における眺望景観形成には、周辺からの眺望を意識したランドマークとなる大規模建築物や土木構造物について、高質で魅力的なデザイン実現のための仕組みづくり、が必要と考えます。その際、周辺からの眺望を意識したランドマークとなる大規模建築物や土木構造物の魅力的なシルエットやファサードのデザイン、周囲の建築物や眺望を意識したスカイラインの形成、さらには夜間景観の創出など様々な観点を考慮することが望まれます。そのために、陸上、海上、空中からの眺望点による検討が考えられます。例えば、大阪市内や大阪湾岸地域の主要視点場、大阪湾岸や関西国際空港からの高速道路上、船上（クルーズ船、シーバス、スーパーヨットなど）、空中（ヘリなど）の視点場による検討、さらには VR など ICT を活用した海上や道路上の連続的な視点変化による検討などが挙げられます。このように眺望景観にも配慮したベイエリアの面的整備を進めることにより、高質で新たな景観資源の創出に寄与できることを期待します。

大阪市都市景観委員会（都市景観） 加賀 有津子（大阪大学大学院 工学研究科 教授）

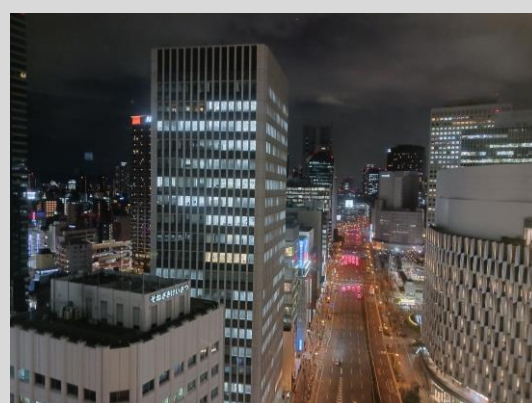
御堂筋とその沿道の例



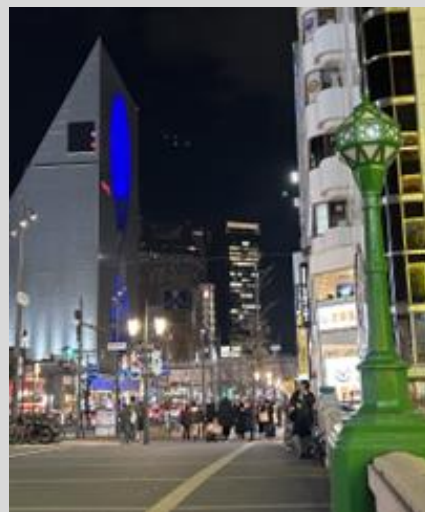
エリア	主要な視点場	配慮すべき主要な景観資源
梅田～難波	① 高所から見渡す眺め ② 川べりから見る眺め（道頓堀川、中之島近辺） ③ アイストップとなるランドマークへの眺め（南海ビル等） ④ たまり空間から見通す眺め（なんば広場等）	御堂筋 淀屋橋 道頓堀 南海ビル
淀屋橋～難波	⑤ 御堂筋を見通す眺め（視点場の設定例） 1. 歩道からの眺め （対象となるもの） a. 歩道と一体となった低層部のにぎわい b. 連続した壁面線 c. 中高層部の連続した軒線・まちなみ （反対側歩道からの眺め） d. 低層部・中高層部からなるファサード構成 （反対側歩道からの眺め） e. 東西道路につながる街角 2. 道路空間からの眺め 3. 御堂筋及び東西方向の通りへとつながるまちなみの眺め 4. 東西方向の通りから御堂筋への眺め	御堂筋 ・イチョウ並木 ・高さ 50m軒線 ・沿道建築物 （日本銀行大阪支店旧館、大阪ガスビルディング、北御堂、御堂ビル、南御堂、大丸心斎橋店、南海ビル 等）

【代表的な視点場からみた景観の特性】

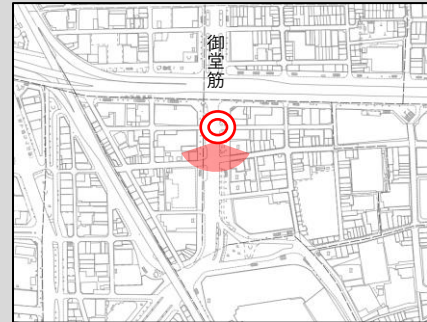
エリア	梅田～難波		
視点場	①高所から見渡す眺め		
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）・ 夜間景観（俯瞰するあかり）		
景観特性	高層ビルのロビー空間等の 高所の視点場から望むこ とにより、御堂筋とその沿道 の質の高い建築群が作り出 すまちなみ景観を俯瞰的に 見渡すことができます。		



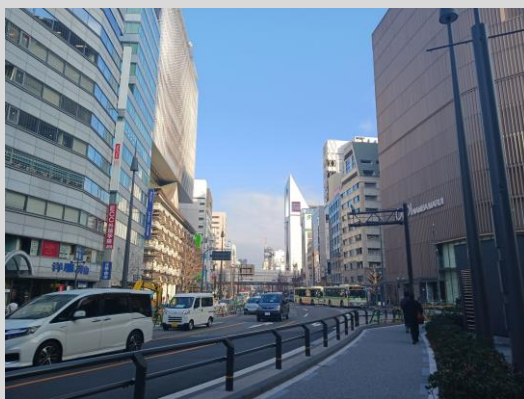
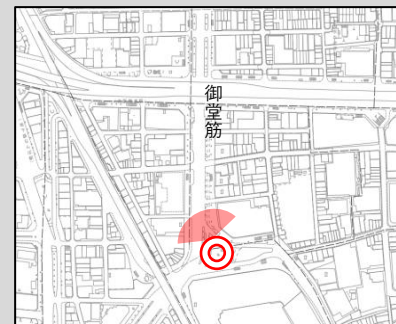
エリア	中之島～難波	
視点場	②川べりから見る眺め	
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）・ 夜間景観（水辺のあかり・境界の あかり）	
景観特性	橋上から望むことにより、水 辺の景観と合わせて御堂筋とそ の沿道建築群を見渡すことがで きます。	



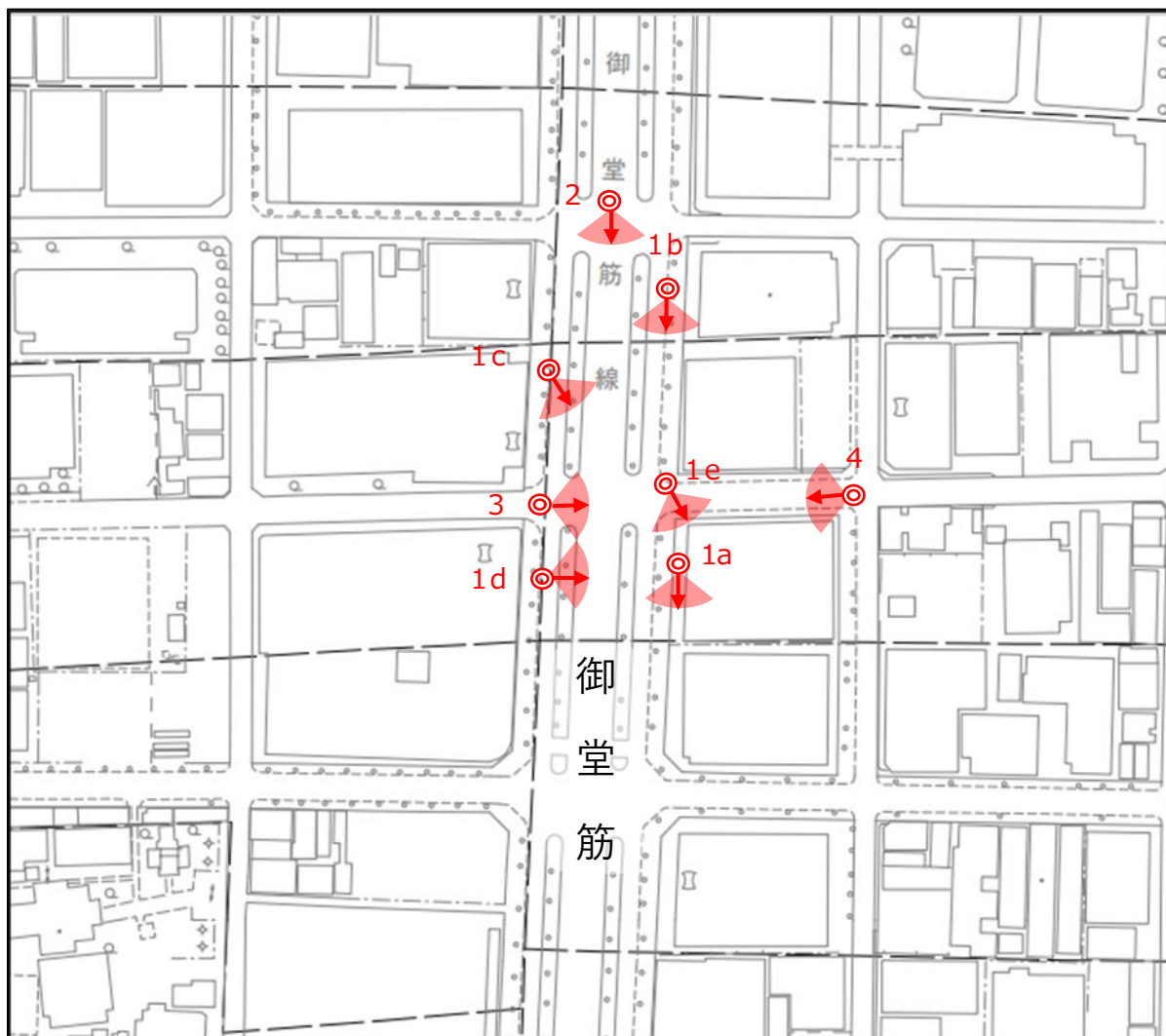
エリア	難波
視点場	③アイストップとなるランドマークへの眺め
景観の分類	眺望景観（ランドマークへの眺め）
景観特性	御堂筋の南端においては、通りの先に都市景観資源や国の登録有形文化財に登録される歴史的建造物（南海ビル）を望むことができます。



エリア	難波
視点場	④たまり空間から見通す眺め
景観の分類	眺望景観（見通す眺め）・夜間景観（界隈のあかり）
景観特性	御堂筋南端に位置し、人々が滞留するにぎわい空間となっているなんば広場から望むことにより、御堂筋とその沿道建物の秩序あるにぎわいが魅力的なまちなみ景観を形成しています。



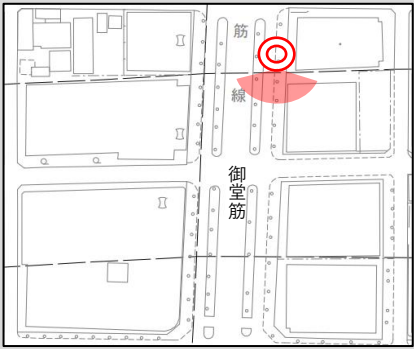
【⑤御堂筋を見通す眺め（視点場の設定例）】

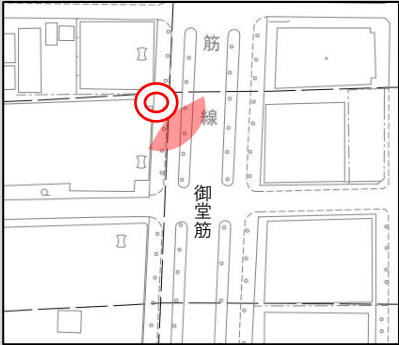


※上記の図及び p1-33～1-37 の図は、⑤「御堂筋を見通す眺め」を捉える視点場の設定例として、御堂筋と沿道敷地との関係性に着目したものであり、特定の地点を示すものではありません。

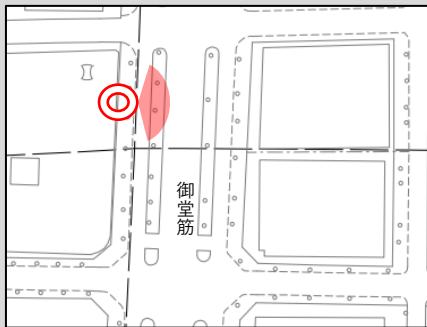
エリア	淀屋橋～難波
視点場	1.歩道からの眺め/a.歩道と一体となった低層部のにぎわい【近景】
景観の分類	眺望景観（見通す眺め）・ 夜間景観（境界のあかり）
景観特性	御堂筋の歩道と建物の低層部が一体となり、上質で個性豊かなデザインにより、歩いて楽しめる魅力あるまちなみ景観を形成しています。 ・土佐堀通～中央大通間では、歩道と壁面後退空間、及び建物低層部が一体となり、上質で魅力的なにぎわいを感じるまちなみ景観を形成しています。 ・心斎橋周辺は高級で魅力的なにぎわい、難波周辺は個性豊かなにぎわいを感じるまちなみ景観を形成しています。 ・御堂筋南端からは道路空間再編により歩行者空間の拡大やベンチの設置等の利活用が進んでいます。

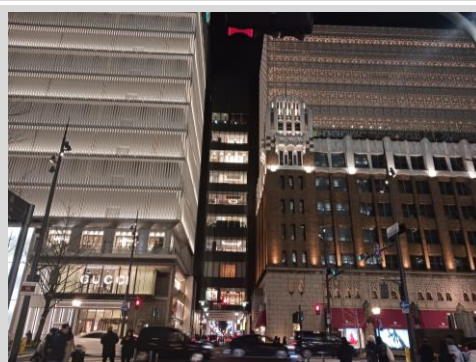
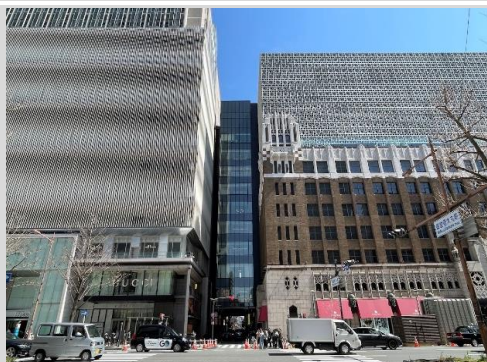


エリア	淀屋橋～難波	
視点場	1.歩道からの眺め/b.連続した壁面線【中景】	
景観の分類	眺望景観（見通す眺め）・ 夜間景観（境界のあかり）	
景観特性	建物側の歩道から中景を望むことにより、連続した壁面線による連続感や統一感のあるまちなみ景観を形成しています。 ・土佐堀通～中央大通間では、壁面後退による壁面線の統一により、整然とした御堂筋の特徴を継承した、風格あるまちなみ景観を形成しています。	
		

エリア	淀屋橋～難波	
視点場	1.歩道からの眺め/c.中高層部の連続した軒線・まちなみ（反対側歩道からの眺め）【中景】	
景観の分類	眺望景観（見通す眺め）・ 夜間景観（個のあかり、境界のあかり）	
景観特性	建物の反対側の歩道から中景を望むことにより、中高層部の連続した軒線や壁面線による統一感あるまちなみ景観を形成しています。 ・土佐堀通～中央大通間では、壁面後退による壁面線の統一と、高さ 50m の軒線によるスカイラインを形成し、整然とした御堂筋の特徴を継承した、風格あるまちなみ景観を形成しています。 ・沿道には近代建築物など歴史的景観資源が残され、また、これら資源との調和に配慮したまちなみ景観を形成しています。	
		
		

エリア	淀屋橋～難波
視点場	1.歩道からの眺め/d.低層部・中高層部からなるファサード構成（反対側歩道からの眺め）【中景】
景観の分類	眺望景観（見通す眺め）・ 夜間景観（個のあかり・境界のあかり）
景観特性	御堂筋の対面から望むことにより、落ち着きと風格のあるファサードやそれが連続することによる統一感のあるまちなみ景観を形成しています。 沿道には近代建築物などの歴史的景観資源やこれら資源との調和に配慮した建物や、個性ある質の高い外観の建物による魅力的なまちなみ景観を形成しています。

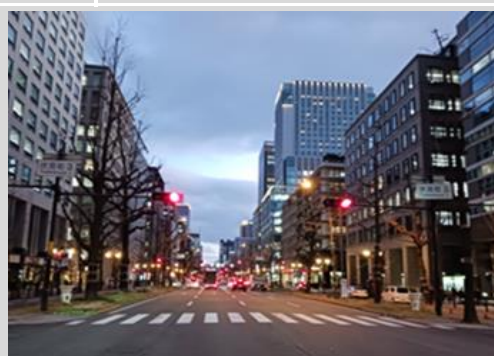

--



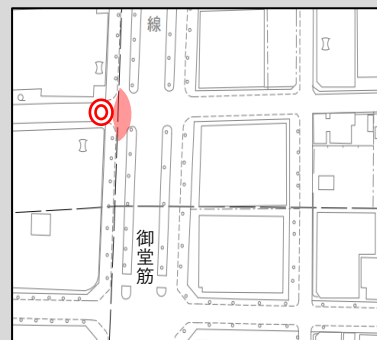
エリア	淀屋橋～難波
視点場	1.歩道からの眺め/e.東西道路につながる街角【近景】
景観の分類	眺望景観（見通す眺め）・ 夜間景観（境界のあかり）
景観特性	御堂筋沿道の低層部の上質で個性豊かなデザインが東西方向の通りに回り込み、東西方向に人を誘うまちなみ景観を形成しています。 東西方向の通りの歴史や特徴に応じたしつらえ等により、通りごとの個性が感じられるまちなみ景観を形成しています。



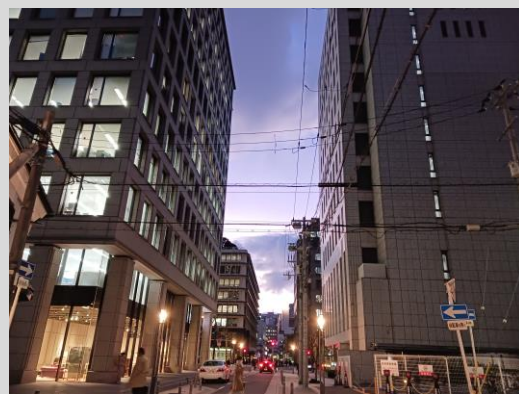
エリア	淀屋橋～難波
視点場	2.道路空間からの眺め【中遠景】
景観の分類	眺望景観（見通す眺め）・夜間景観（境界のあかり）
景観特性	御堂筋の4列のイチョウ並木や歩行者空間と、沿道敷地の低層部のにぎわいや統一感のある壁面線等による質の高い沿道建築群とが作り出す一体的な空間構成により、大阪のシンボルストリートである御堂筋の特徴的なまちなみ景観を形成しています。 ・土佐堀通～中央大通間では、高さ 50m の軒線によるスカイラインを形成し、整然とした御堂筋の特徴を継承したビスタ景を形成しています。



エリア	淀屋橋～難波
視点場	3.御堂筋及び東西方向の通りへとつながるまちなみの眺め【中景】
景観の分類	眺望景観（見通す眺め）
景観特性	御堂筋に出た街角から望むことにより、落ち着きと風格あるまちなみ景観が左右に広がっています。また、建物間の東西方向の通りへとつながる奥行のあるまちなみ景観を形成しています。



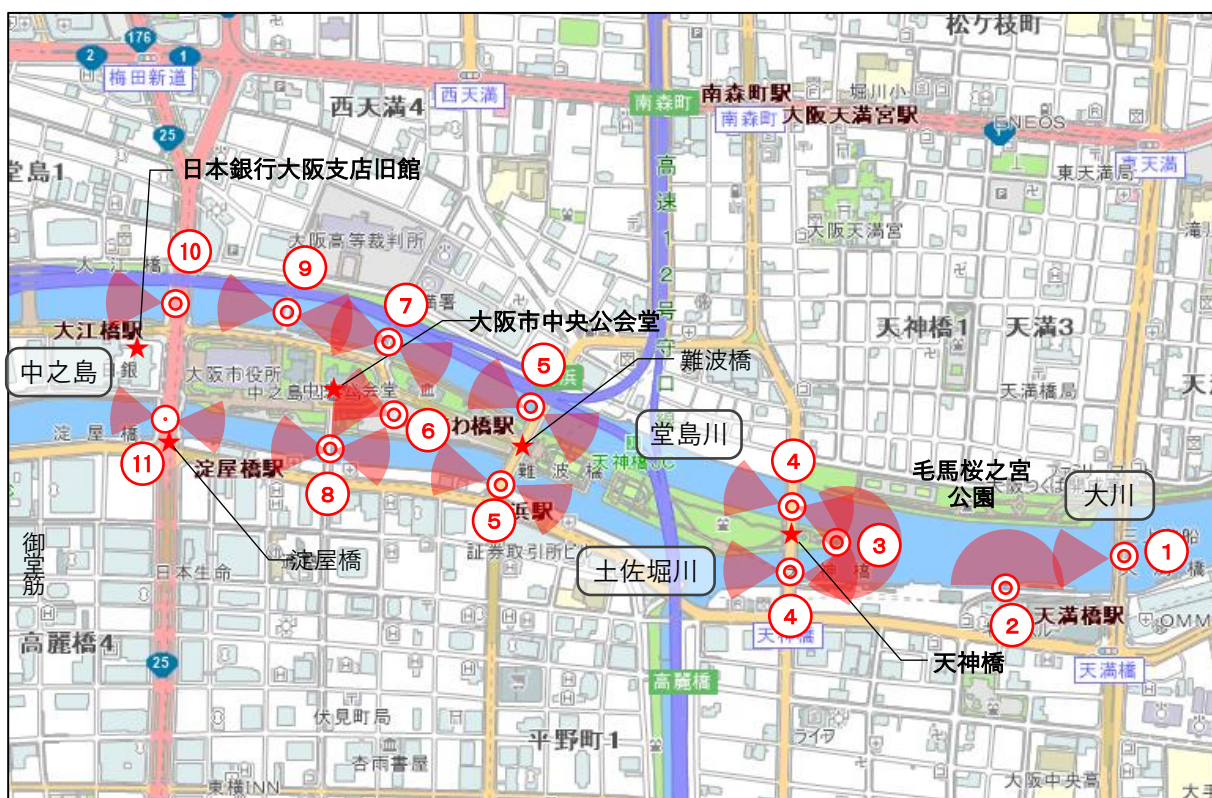
エリア	淀屋橋～難波
視点場	4.東西方向の通りから御堂筋への眺め【近中景】
景観の分類	眺望景観（見通す眺め）・ 夜間景観（界隈のあかり）
景観特性	東西方向の通りから御堂筋の方を望むと、御堂筋沿道の低層部のにぎわいが、東西方向の通り沿いに回り込み、また、東西方向の通り沿いの並木の向こうに、御堂筋のイチョウの緑が連なるなど、御堂筋の気配を感じられるまちなみ景観を形成しています。



中之島等の例

エリア	主要な視点場	配慮すべき主要な景観資源
中之島 (大川沿川)	①天満橋	天神橋、難波橋、 毛馬桜之宮公園
	②八軒家浜	
	③中之島公園（剣先地区）	
	④天神橋	
中之島 (堂島川沿川)	①天満橋	天神橋、難波橋、 大阪市中央公会堂、 毛馬桜之宮公園、御堂筋、 ほたるまち、 日本銀行大阪支店旧館、 朝日
	②八軒家浜	
	④天神橋	
	⑤難波橋	
	⑥中之島通（なにわ橋駅付近）	
	⑦鉾流橋	
	⑧栴檀木橋	
	⑨水晶橋	
	⑩大江橋	
	⑫中之島ガーデンプリッジ	
	⑮渡辺橋	
	⑰田蓑橋	
	⑲福島浜緑道	
	⑳玉江橋	
	㉒中之島バンクス	
	㉓堂島大橋	
	㉕中央卸売市場前港	
中之島 (土佐堀川沿川)	①天満橋	天神橋、難波橋、淀屋橋、 大阪市中央公会堂、御堂筋、 日本銀行大阪支店旧館、 三井住友銀行大阪本店ビル
	②八軒家浜	
	④天神橋	
	⑤難波橋	
	⑥中之島通（なにわ橋駅付近）	
	⑧栴檀木橋	
	⑪淀屋橋	
	⑬中之島緑道	
	⑭錦橋	
	⑯肥後橋	
	⑱筑前橋	
	㉑常安橋	
	㉔土佐堀橋	
	㉕中央卸売市場前港	

※夜間景観については上記のほか、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川の橋梁や船上からの眺めを主要な視点場とします。



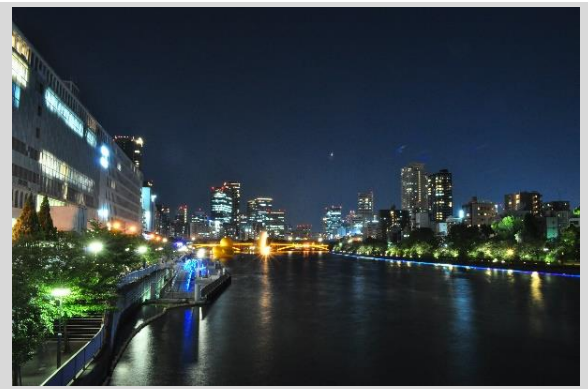
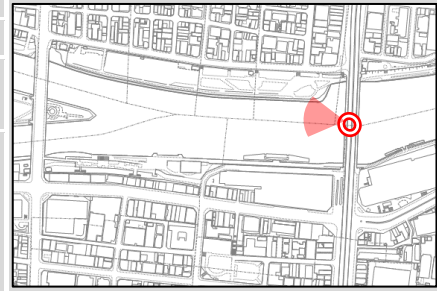
※②,⑥の視点場は、代表的な地点を図示しており、周辺の公共空間からの見え方も確認しましょう。



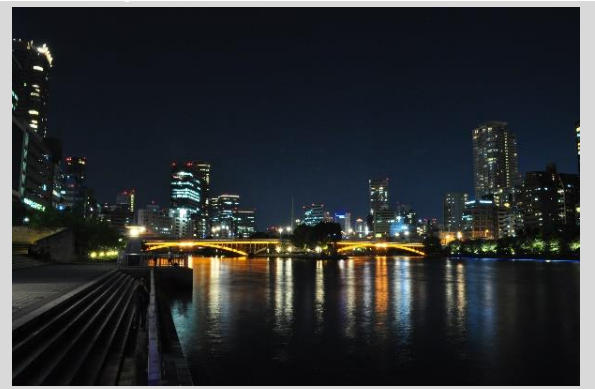
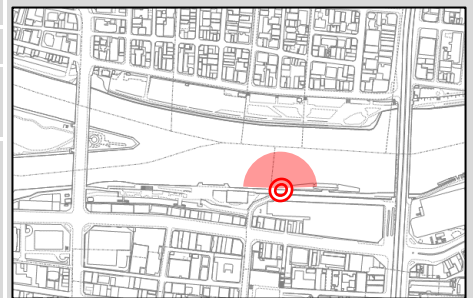
※⑬,⑱,㉒の視点場は、代表的な地点を図示しており、周辺の公共空間からの見え方も確認しましょう。

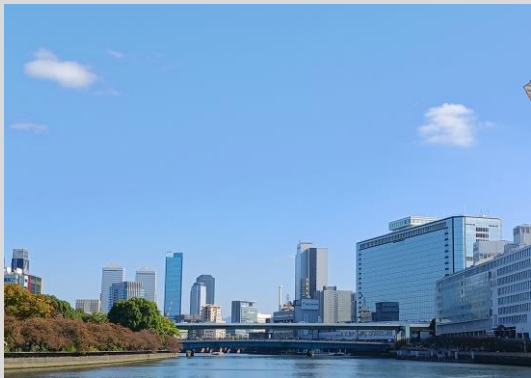
【代表的な視点場からみた景観の特性】

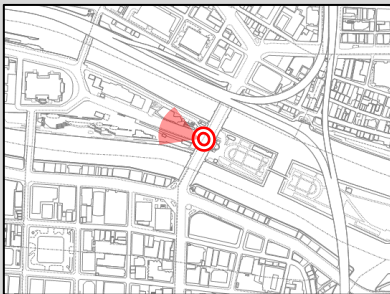
エリア	中之島
視点場	①天満橋
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）・夜間景観（水辺のあかり）
景観特性	●橋上から水面越しに沿川のビル群を広範囲に見渡す眺望景観 橋上から水面越しに望むことにより、水辺に映えるまちなみが水都大阪を印象づける景観を形成しています。



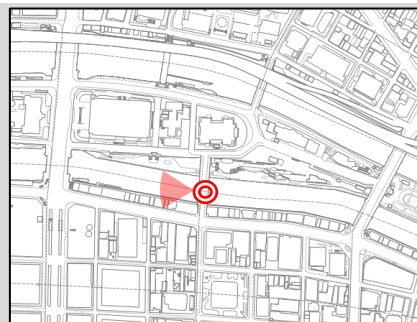
エリア	中之島
視点場	②八軒家浜
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）・夜間景観（水辺のあかり）
景観特性	●対岸から水面越しに沿川のビル群を広範囲に見渡す眺望景観 対岸から水面越しに望むことにより、水辺に映えるまちなみが水都大阪を印象づける景観を形成しています。



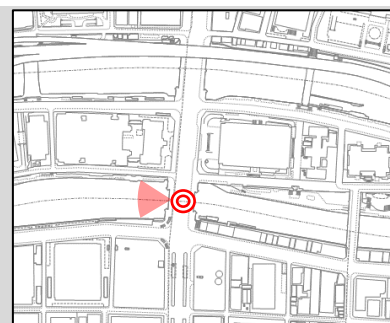
エリア	中之島	
視点場	③中之島公園（剣先地区）	
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）・夜間景観（水辺のあかり）	
景観特性	●対岸から水面越しに沿川のビル群を広範囲に見渡す眺望景観 対岸から水面越しに望むことにより、水辺に映えるまちなみが水都大阪を印象づける景観を形成している。	
		

エリア	中之島	
視点場	⑥中之島通（なにわ橋駅付近）	
景観の分類	眺望景観（ランドマークへの眺め）・夜間景観（個のあかり）	
景観特性	●視線誘導効果のあるランドマークへの眺望景観 通りの先に大阪を代表する景観資源を望むことができ、ピクチャレスクな景観を形成しています。	
		

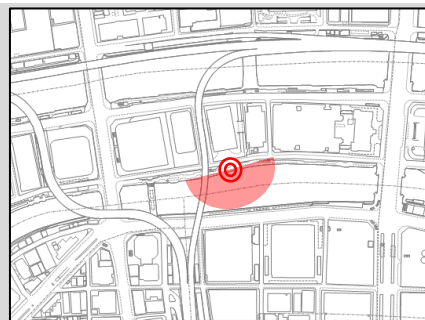
エリア	中之島
視点場	⑧栴檀木橋
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）
景観特性	●橋上からの沿川の建物等による視線誘導効果のある眺望景観 橋上から河川に沿って見通すことにより、水辺に映えるまちなみが水都大阪を印象づける景観を形成しています。



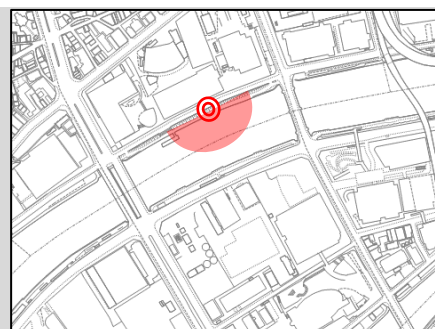
エリア	中之島
視点場	⑪淀屋橋
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）・夜間景観（水辺のあり）
景観特性	●橋上から水面越しに沿川のビル群を見渡す眺望景観 橋上から水面越しに望むことにより、水辺に映えるまちなみが水都大阪を印象づける景観を形成しています。

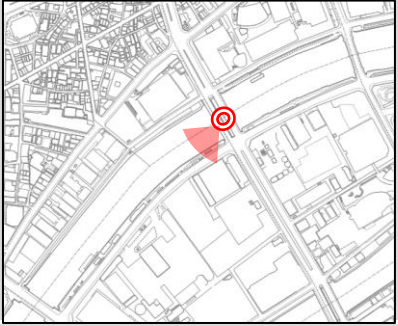


エリア	中之島
視点場	⑬中之島緑道
景観の分類	眺望景観（ランドマークへの眺め）
景観特性	●水面を前景としたランドマークへの眺望景観 対岸から水面越しに望むことにより水辺に映えるまちなみが水都大阪を印象づける景観を形成しています。



エリア	中之島
視点場	⑭福島浜緑道
景観の分類	眺望景観（見渡す眺め）・夜間景観（水辺のあたり）
景観特性	●対岸から水面越しに沿川のビル群を見渡す眺望景観 対岸から水辺越しに望むことにより、水辺に映えるまちなみが水都大阪を印象づける景観を形成しています。

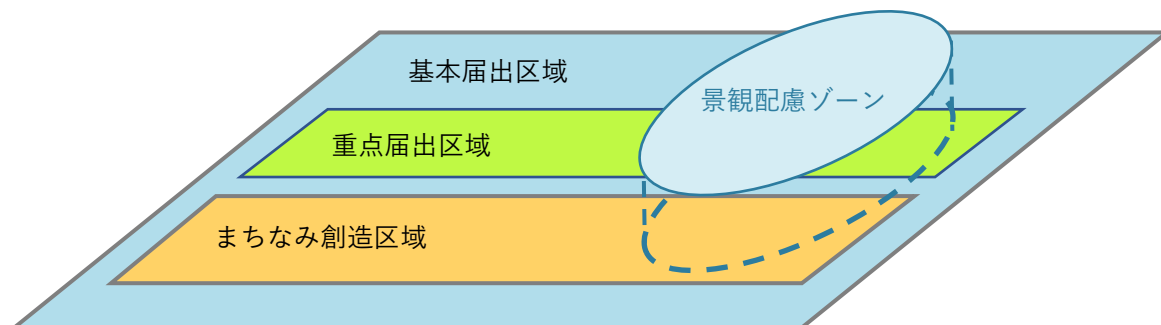


エリア	中之島	
視点場	②0玉江橋	
景観の分類	眺望景観（見通す眺め）・夜間景観（水辺のあかり）	
景観特性	●橋上からの沿川の建物等による視線誘導効果のある眺望景観 橋上から河川に沿って見通すことにより、水辺に映えるまちなみが水都大阪を印象づける景観を形成しています。	
		

ステップ2 景観形成のコンセプトを考える

【区域やゾーンの景観形成方針】

景観計画では景観の基本的な特性に応じて「届出区域」が区分されています。さらに、景観の特徴が明確で特に配慮が必要なゾーンを「景観配慮ゾーン」として届出区域と重複して定めています。まずは、敷地が位置する届出区域やゾーンの景観形成方針を確認します。複数の届出区域やゾーンにまたがる場合は、全ての景観形成方針を確認しましょう。



【敷地における景観形成のコンセプト】

ステップ1で読み解いた敷地や周辺の景観特性と、上記の景観形成方針を踏まえ、敷地内での計画・設計の中でどのような景観を形成していくのか、景観形成のコンセプトを考えます。この際に、計画・設計する敷地内だけでなく、周辺の景観との関係についても考えることが大切です。

ステップ3 景観配慮の工夫を考える

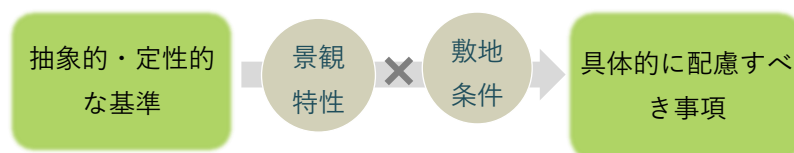
景観形成方針や景観形成基準に沿って、計画・設計の中で実践する景観配慮の具体的な工夫を考えます。配慮すべき事項に対する具体的な工夫は、ステップ2で考えた景観形成のコンセプトによって、また建物や工作物の種類、敷地の立地などによっても様々なものが考えられます。

【景観形成基準の種類と対応の考え方】

景観計画の景観形成基準には「具体的・定量的な基準」と「抽象的・定性的な基準」があります。

・抽象的・定性的な基準

➡ 景観特性、景観形成方針を踏まえて景観形成基準を解釈することにより、具体的に配慮すべき事項が明確になります。



・具体的・定量的な基準

➡ 届出区域ごとに異なる基準と、届出区域に関わらず共通の基準があります。
➡ 基準の趣旨を踏まえて敷地や建築物に応じた工夫を検討します。

3. 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準と解説

(1) 景観計画区域内の景観形成方針及び建築物・工作物の景観形成基準一覧

ここでは、区域ごとの景観形成方針及び景観形成基準一覧を掲載しています。

また、1-95 以降に「(2) 景観形成基準の解説」、1-129 以降に「(3) 典型的な敷地・建築条件における景観形成の例」を掲載しています。あわせて確認しましょう。

区域別 景観形成方針・基準一覧の掲載箇所

【基本届出区域】

基本届出区域

-  都心景観形成区域
-  臨海景観形成区域
-  一般区域

都心景観形成区域

P.1-48 へ

臨海景観形成区域

P.1-54 へ

一般区域

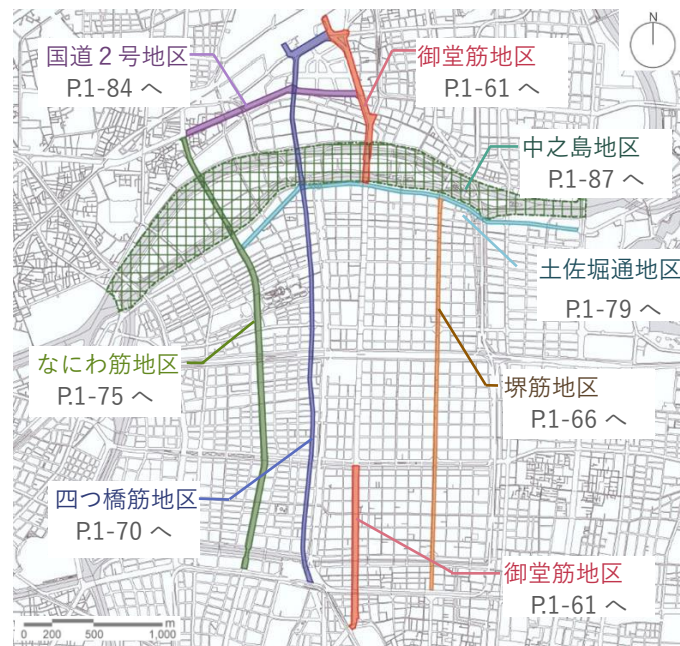
P.1-57 へ

景観配慮ゾーン

-  都心中央部景観配慮ゾーン
-  上町台地景観配慮ゾーン
-  河川景観配慮ゾーン
-  道路景観配慮ゾーン
-  大阪城景観配慮ゾーン

※景観配慮ゾーンの詳細については、P.1-5 をご確認ください。

【重点届出区域】



【まちなみ創造区域】



<本ページ以降の使い方>

- ・区域ごとに「景観形成方針」と「景観形成基準」を記載しています。
- ・「景観形成基準」の『例示』及び『解説』の掲載ページを表右端に記載しています。

例示 1-●：例示ページを参考に検討しましょう。

解説 1-●：解説ページを確認しましょう。

夜間 7-●：第7章の夜間景観ガイドラインに示す例示や解説を確認しましょう。

都心景観形成区域

【景観形成方針】

都心景観形成区域全体にかかる方針	
都心らしいまちの魅力を感じさせる景観の形成	
敷地際における歩行者空間、緑地の創出や、低層部デザインの工夫などにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。	
駅前空間周辺では、特にオープンスペースや緑が確保された、ゆとりを感じさせる空間を形成する。	
建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。	
豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成	
住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。	
周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。	
地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることでできる親しみとにぎわいの景観を形成する。	
大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。	
駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。	
建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。	
緑豊かなうるおいある市街地景観の形成	
身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。	
都市のイメージを高める眺望景観の形成	
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。	
地域の特性に応じた夜間景観の形成	
夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。	
護岸や橋梁等の公共施設については、光のまちなみづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。	
都市のイメージを高める夜間景観の形成	
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。	
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針	
都心中央部	○まちの魅力の創造 人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。
	○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成 大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。
	○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成 まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。
上町台地	○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成 坂の下からよく視認できる建築物については、坂の下からの見え方にも配慮し、周辺との調和や圧迫感の軽減などについて、配置・意匠等を工夫する。
	周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみ・古墳など、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。
	地域に残された緑はできるだけ保存し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。
大阪城	○ランドマークの魅力を感じさせる眺望景観の形成 大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、大阪の象徴的な眺望景観を創出する。
	大阪城天守閣への眺望を保全できるよう努める。

河川	○ランドマークをいかした夜間景観の形成	
	大阪城天守閣を際立たせるとともに、周辺の歴史的景観資源との調和、来訪者を迎え入れる雰囲気づくり、活気・にぎわいと秩序との共存など、ランドマークをいかした夜間景観の創出に努める。	
	○水辺に映える景観の形成	
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。	
	道頓堀川沿川	「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成 道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道を行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。 道頓堀川西部（浮庭橋以西）：水辺に面する建築物は橋上や水上からの眺めを意識したデザインの工夫や、周囲の建築物にも配慮し、敷地の植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるように努めることにより、ゆとりと安らぎの感じられる開放的な水辺のまちなみを形成する。
		「川沿いの魅力」を高める 道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。 道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。 道頓堀川西部（浮庭橋以西）：広がりのある開放的な河川の特徴をいかし、ゆとりと安らぎを感じられる水辺空間の形成や河川の水質浄化などに努める。また、橋梁など構造物のデザインは、魅力ある水辺空間の構成要素の一つとして水辺からの眺めや、中景、遠景も意識したデザインの工夫に努める。
		「水辺の魅力」を高める 良好な河川水質や、夜間も安全で快適な水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチの確保などに努めるとともに、周辺と調和のとれた建築物低層部や敷地のデザインとすることなどにより、「水辺の魅力」を高め、人々が伝統行事に集い、川沿いのまちなみの変化が楽しめる、やすらぎや親しみある水辺空間を形成する。
		「川沿いのまちなみ」の形成 川岸や橋上などの眺める場所や季節、時間帯によって変化する多様で、美しい眺望を有する水辺の景観特性をいかすと共に、川沿いの建築物や構造物などの輪郭や中高層部のデザインについて、周辺とのバランスに配慮することにより、水・緑とまちが調和した「川沿いのまちなみ」を形成する。
	中之島等（堂島川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）	「水辺をいかしたまちなみ」の形成 御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。 御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。
		水辺の魅力高める眺望景観の形成 高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。
	大川沿川	水辺の魅力高める夜間景観の形成 高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。
道路	○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成	
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。 道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。	

【景観形成基準一覧】

共通事項（建築物・工作物）		
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。		例示 1-130,131
建築物の建築等		
配置	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	例示 1-130,131
	周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。	解説 1-95
	上町台地 接道部に空地を設け、緑化に努める。	解説 1-101
	河 川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。	解説 1-121
	道 路 建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 1-101
1 階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。	例示 1-130,131
	河 川 とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-103
	中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。	解説 1-121
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。	例示 1-130,131
	建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説 1-104
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。	解説 1-104
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。	解説 1-105
	上町台地 坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。	解説 1-105
	大阪城 主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-116
	河 川 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-106
	堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	例示 1-130
	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-122
	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-122
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	例示 1-130,131
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。	解説 1-106
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 1-106
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。	解説 1-107
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。	例示 1-130,131
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。	解説 1-107
	色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）	解説 1-107
	彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。	解説 1-108

	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		解説 1-109
	大阪城	主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。	解説 1-118
		主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 1-118
	河川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 1-124
屋外階段	主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-110
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-110
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		解説 1-110
	テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		解説 1-110
付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-111
	建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		例示 1-130,131
	大阪城	主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。	解説 1-119
		主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。	解説 1-119
	河川	中之島等の敷地で河川に面する建築物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に建物中高層部への設置を避けるよう努める。	解説 1-125
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の屋上の広告物やサインは、建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。	解説 1-125
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。		解説 1-111
	上町台地	地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。	解説 1-111
	大阪城	主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。	解説 1-118
		主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないような配置計画に努める。	解説 1-118
	河川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	解説 1-126
塀・柵	主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		例示 1-130,131
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16
	夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		夜間 7-16,19
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		夜間 7-18
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20
	大阪城	主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。	夜間 7-25
		主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間 7-25

		主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間 7-26
		主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間 7-26
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28
		大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間 7-29
主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。		夜間 7-29	
工作物の建設等			
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。		解説 1-113
	主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。		解説 1-113
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 1-113
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-113
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-114
	大阪城	主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。	解説 1-118
		主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説 1-118
		主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。	解説 1-119
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-114
		堂島川、土佐堀川、大川、道頓堀川及び東横堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-122
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説 1-124
中之島等の敷地で河川に面する工作物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。		解説 1-125	
道 路		景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16
	光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、護岸や橋梁等の良好なライトアップに努める。		夜間 7-13,21

	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20
	大阪城	主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。	夜間 7-25
		主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間 7-26
		主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間 7-26
		主要な視点場からの眺めに配慮し、工作物上部の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間 7-26
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28
		大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間 7-29
		主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間 7-29

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。

臨海景観形成区域

【景観形成方針】

臨海景観形成区域全体にかかる方針		
開放的でうるおいのあるウォーターフロント景観の形成		
海の玄関口にふさわしい開放的で水辺に映える景観となるよう、建築物のデザインや色彩等に配慮する。		
水辺に接する集客施設については、できるだけ水辺へのアクセスを確保するなど、うるおいを感じる空間づくりを行う。		
海上や対岸、橋上からの見え方にも配慮し、全体としてまとまりが感じられるシルエットにするなど、建築物のデザインや色彩に配慮する。		
大規模土木構造物や建築物からなる港らしい景観の形成		
大規模な橋梁や港湾構造物などは、周囲と調和した港らしい大スケールなパノラマ景観を形成する。		
大規模な工場や物流倉庫が立地するエリアでは、周辺に住宅や商業施設など様々な用途・機能が混在していることを踏まえ、周囲と調和した港らしい景観を形成する。		
豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成		
住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。		
周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。		
地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることのできる親しみとにぎわいの景観を形成する。		
大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。		
駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。		
建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。		
緑豊かなうるおいある市街地景観の形成		
身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうして補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。		
都市のイメージを高める眺望景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。		
ランドマークとなる大規模建築物を中心とした魅力あるシルエットの形成などにより、港らしい眺望景観を創出する。		
地域の特性に応じた夜間景観の形成		
夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、客船ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。		
橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。		
都市のイメージを高める夜間景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。		
ランドマークとなる大規模建築物などの魅力的なライトアップにより、港らしい夜間景観の創出に努める。		
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針		
河川	○水辺に映える景観の形成	
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。	
	大川～安治川沿川	水辺の魅力を高める夜間景観の形成
	高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。	

【景觀形成基準】

共通事項（建築物・工作物）		良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。	例示 1-132,133
建築物の建築等			
配置	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 1-132,133
	周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。		解説 1-95
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。		例示 1-132,133
	建築物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 1-104
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。		解説 1-104
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。		解説 1-105
	主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物については魅力的なシルエットを形成するとともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。		解説 1-127
	河川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-106
		安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		例示 1-133 解説 1-106
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-106
	外壁や屋根などの材料は太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		解説 1-107
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		例示 1-132,133
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。		解説 1-107
	色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		解説 1-107
	彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。		解説 1-108
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		解説 1-109
屋外階段	主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどに、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-110
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 1-133 解説 1-110
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		解説 1-110
	テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		解説 1-110
付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-111
	建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		例示 1-132
	主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような大規模建築物について、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。		解説 1-119
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。		例示 1-132,133 解説 1-111
塀・柵	主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		例示 1-132,133
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16

	夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		夜間 7-16,19
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		夜間 7-18
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20
	主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる大規模建築物などの良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。		夜間 7-25
河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28	
	大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間 7-29	
	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間 7-29	
工作物の建設等			
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。		解説 1-113
	主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。		解説 1-113
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	工作物の正面だけでなく、海上、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 1-113
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-113
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-114
	主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなるような工作物については魅力的なシルエットを形成するとともに、周囲の建築物等との調和や周囲の眺望を意識したスカイラインを形成するよう形態意匠を工夫する。		-
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。 安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	解説 1-114 -
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16
	光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。		夜間 7-36
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20
	主要な視点場からの眺めに配慮し、ランドマークとなる工作物の良質なライティング、水面への映りこみに配慮した照明などにより、港に映える夜間景観の形成に努める。		夜間 7-31
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28
		大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間 7-29
		主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間 7-29

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。

一般区域

【景観形成方針】

一般区域全体にかかる方針			
豊かな暮らしの魅力を感じさせる心地よい生活景観の形成			
	住宅地では、生き生きとした日常の暮らしや様々な活動の営みを感じさせる心地よい景観を形成する。		
	周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。		
	地域に根差した商店街などでは、人々の活気を感じることのできる親しみとにぎわいの景観を形成する。		
	大規模な土地利用転換が図られるエリアでは、これまでの暮らしの歴史を踏まえ、周辺との調和に配慮した景観を形成する。		
	駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。		
	建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。		
緑豊かなうまいある市街地景観の形成			
	身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。		
都市のイメージを高める眺望景観の形成			
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。		
地域の特性に応じた夜間景観の形成			
	夜間照明においては、住宅地では生活に安らぎを与える配慮、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、駅前や幹線道路沿道の商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める		
都市のイメージを高める夜間景観の形成			
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかりの創出に努める。		
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針			
上町台地	○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成		
	坂の下からよく視認できる建築物については、坂の下からの見え方にも配慮し、周辺との調和や圧迫感の軽減などについて、配置・意匠等を工夫する。		
	周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみ・古墳など、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。		
	地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。		
大阪城	○ランドマークの魅力を感じさせる眺望景観の形成		
	大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、大阪の象徴的な眺望景観を創出する。		
	大阪城天守閣への眺望を保全できるよう努める。		
	○ランドマークをいかした夜間景観の形成		
大阪城天守閣を際立たせるとともに、周辺の歴史的景観資源との調和、来訪者を迎え入れる雰囲気づくり、活気・にぎわいと秩序との共存など、ランドマークをいかした夜間景観の創出に努める。			
河川	○水辺に映える景観の形成		
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。		
	大川沿川	「水辺の魅力」を高める	
		良好な河川水質や、夜間も安全で快適な水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチの確保などに努めるとともに、周辺と調和のとれた建築物低層部や敷地のデザインとすることなどにより、「水辺の魅力」を高め、人々が伝統行事に集い、川沿いのまちなみの変化が楽しめる、やすらぎや親しみある水辺空間を形成する。	
		「川沿いのまちなみ」の形成	
川岸や橋上などの眺める場所や季節、時間帯によって変化する多様で、美しい眺望を有する水辺の景観特性をいかすと共に、川沿いの建築物や構造物などの輪郭や中高層部のデザインについて、周辺とのバランスに配慮することにより、水・緑とまちが調和した「川沿いのまちなみ」を形成する。			

	大川 ～ 安治川 沿川	水辺の魅力を高める夜間景観の形成
		高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）			
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。			例示 1-134,135
建築物の建築等			
配置	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 1-134,135
	周辺が低層住宅系用途の市街地では、壁面後退や緩衝緑地帯の設置など、周辺との間に空地を設け、周辺への圧迫感の軽減に努める。		解説 1-95
	上町台地	接道部に空地を設け、緑化に努める。	解説 1-101
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。		例示 1-134,135
外壁	建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		例示 1-134,135 解説 1-104
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。		例示 1-135 解説 1-104
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。		例示 1-135 解説 1-105
	上町台地	坂の下からの見え方を意識し、壁面の分節化や緑化などにより圧迫感を軽減させるなど、建築物の形態意匠を工夫する。	例示 1-134,135 解説 1-105
	大阪城	主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-116
	河川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。 大川や安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	解説 1-106
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 1-134
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		解説 1-106
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-106
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		解説 1-107
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		例示 1-134,135
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。		解説 1-106
	色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		解説 1-106
	彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。		解説 1-108
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		解説 1-109
	大阪城	主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。 主要な視点場からの大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 1-118 解説 1-118
屋外階段	主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-110

建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-111
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		解説 1-111
	テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		解説 1-111
付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 1-134,135 解説 1-111
	建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		例示 1-135
	大阪城	主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし建物中高層部への設置を避けるよう努める。	解説 1-119
主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインは建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。		解説 1-119	
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。		例示 1-134,135 解説 1-111
	上町台地	地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。	解説 1-111
	大阪城	主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城公園の緑と調和するよう、樹種も考慮し緑化に努める。	解説 1-118
		主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣への眺望を遮蔽しないような配置計画に努める。	解説 1-118
塀・柵	主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		例示 1-135
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16
	夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		夜間 7-16,19
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		夜間 7-18
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20
	大阪城	主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。	夜間 7-25
		主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間 7-26
		主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間 7-26
		主要な視点場からの眺めに配慮し、屋上の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間 7-26
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28
		大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間 7-29
主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物の屋上の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。		夜間 7-29	
工作物の建設等			
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。		解説 1-113
	主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。		解説 1-113
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工		解説 1-113

	作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-113
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-114
	大阪城	主要な視点場から大阪城天守閣を象徴的に望めるよう、天守閣との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した落ち着いた色彩とする。	解説 1-118
		主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説 1-118
		主要な視点場から大阪城天守閣を望む眺望範囲への広告物やサインの設置については、必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。	解説 1-119
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-114
		大川や安治川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20
	大阪城	主要な視点場からの眺めに配慮し、大阪城天守閣と調和した配光や色温度により、大阪城天守閣を際立たせる夜間景観の形成に努める。	夜間 7-25
		主要な視点場からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより大阪城天守閣への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間 7-26
		主要な視点場から大阪城天守閣への眺望範囲に、広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間 7-26
		主要な視点場からの眺めに配慮し、工作物上部の広告物やサインについて照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間 7-26
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28
		大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間 7-29
		主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間 7-29

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる

御堂筋地区

【景観形成方針】

御堂筋地区全体にかかる方針	
大阪のシンボルストリートにふさわしい風格とにぎわいをあわせもつ街路景観の形成	大阪のシンボルストリートとして形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、風格のあるまちなみとしていく。
	駅前空間周辺や道頓堀周辺では、秩序あるにぎわいが表出する魅力的なまちとしていく。
	まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーショナルを配慮して計画する。
	まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
	近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
	建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
	建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、個性ある質の高い外観とする。
	建築物の壁面を後退させることにより、花と緑のあふれた人々が憩える歩行者空間を創出する。
	修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
	駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
	建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスマードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。
緑豊かなうまいある街路景観の形成	
都市のイメージを高める眺望景観の形成	身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。
地域の特性に応じた夜間景観の形成	
都市のイメージを高める夜間景観の形成	夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
	橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針	
都心中央部	○まちの魅力の創造
	人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。
	○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成
	大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。
河川	○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成
	まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。
河川	○水辺に映える景観の形成
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する

	道頓堀川沿川	「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成 道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道を行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。
河川	○水辺に映える景観の形成	
	道頓堀川沿川	「川沿いの魅力」を高める 道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。 道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。
	中之島等（富国川沿川・大川沿川）	「水辺をいかしたまちなみ」の形成 御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。 御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物や構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。
		水辺の魅力を高める眺望景観の形成 高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。
	大川～安治川沿川	水辺の魅力を高める夜間景観の形成 高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。
道路	○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成	
		見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。 道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。
	○通りに沿った見通し景観の形成	
		見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）		
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。		例示 1-136,137
建築物の建築等		
配置		1階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2m以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設け、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は花や緑の設置に努める。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。
		敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。
	河川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。

	道 路	建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 1-101
1 階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。		例示 1-136,137
	シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。		解説 1-102
	車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。		解説 1-102
	河 川	とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。 中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。	解説 1-103 解説 1-121
高さ	敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。		解説 1-103
建築物の間口幅及び建築面積	建築物の間口幅は 10m以上、建築面積は 200 m ² 以上となるよう努めるものとする。		解説 1-102
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。		例示 1-136,137
	建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 1-104
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。		例示 1-136,137 解説 1-104
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。		例示 1-136,137 解説 1-105
外壁	低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。		例示 1-136,137 解説 1-105
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-106
		堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-122
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-122
	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	例示 1-136,137
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 1-137
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		解説 1-106
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-106
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		解説 1-107
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いた色彩とする。		例示 1-136,137 解説 1-108
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。		解説 1-107
	色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		解説 1-107
	彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。		解説 1-108
	外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。		-
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		解説 1-109

	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 1-124
屋外階段		当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 1-110
建築設備		配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 1-110
		高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。	解説 1-110
		テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。	解説 1-110
付属施設		駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。	解説 1-111
植栽		植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。	例示 1-136 解説 1-111
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	解説 1-126
塀・柵		当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。	解説 1-112
夜間景観		照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間 7-16
		夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。	夜間 7-16,19
		公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。	夜間 7-18
		周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間 7-16,20
		景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間 7-16
		建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	-
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28
工作物の建設等			
配置等		敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。	解説 1-113
		当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。	解説 1-113
外観		工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。	-
		工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説 1-113
		大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。	解説 1-113
		周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。	-
		工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。	-
		材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 1-114
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-114
		堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファ	-

		サードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-122
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説 1-124
	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観		照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間 7-16
		光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。	夜間 7-13,21
		周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間 7-16,20
		景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間 7-16
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

堺筋地区

【景観形成方針】

堺筋地区全体にかかる方針		
歴史あるビジネス街における落ち着いたにぎわいをあわせもつ街路景観の形成	歴史ある代表的なビジネス街として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、落ち着いたまちなみとしていく。	
	道頓堀周辺では、秩序あるにぎわいが表出する魅力的なまちとしていく。	
	まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーシオンを配慮して計画する。	
	まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。	
	近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。	
	建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。	
	建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、落ち着いた外観とする。	
	建築物の壁面を後退させることにより、快適な歩行者空間を創出する。	
	修景上ポイントとなる建築物や河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。	
	駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。	
	建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。	
	緑豊かなうるおいある街路景観の形成	
	身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。	
都市のイメージを高める眺望景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。		
地域の特性に応じた夜間景観の形成		
夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。		
都市のイメージを高める夜間景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。		
新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。		
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針		
都心中央部	○まちの魅力の創造	
	人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。	
	○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成	
	大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。	
河川	○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成	
	まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。	
道頓堀川沿川	○水辺に映える景観の形成	
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する	
	「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成	
	道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道を行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものと	

			し、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。
			「川沿いの魅力」を高める
			道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。
			道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。
			○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成
道 路			見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
			道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。
			○通りに沿った見通し景観の形成
			見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）			
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。			例示 1-138
建築物の建築等			
配置	1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m 以上後退し、その部分は歩行者空間とする。ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。		解説 1-96
	上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。		
	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 1-138
	道 路	建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 1-101
1 階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。		例示 1-138
	シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。		解説 1-102
	車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。		解説 1-102
	河 川	とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-103
高さ	敷地前面の当該街路幅員を 2 で除して得た値以上となるよう努めるものとする。		解説 1-103
建築物の間口幅及び建築面積	建築物の間口幅は 10m 以上、建築面積は 200 ㎡以上となるよう努めるものとする。		解説 1-104
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。		例示 1-138
	建築物の正面だけでなく、当該街路等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 1-104
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。		例示 1-138 解説 1-104
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。		解説 1-105
	低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。		例示 1-138 解説 1-105
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-106
	道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する		-

		とともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	
	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	例示 1-138
バルコニー等		建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	-
		手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。	解説 1-106
材料		外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 1-106
		外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。	解説 1-107
色彩		周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。	例示 1-138 解説 1-108
		周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。	解説 1-107
		色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）	解説 1-107
		彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。	解説 1-108
		外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。	-
		アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。	解説 1-109
屋外階段		当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 1-110
建築設備		配管設備などは、道路等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 1-110
		高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。	解説 1-110
		テレビアンテナ等は、当該街路等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。	解説 1-110
付属施設		駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。	解説 1-111
植栽		植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。	例示 1-138
塀・柵		当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。	解説 1-112
夜間景観		照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間 7-16
		夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。	夜間 7-16,19
		公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。	夜間 7-18
		周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間 7-16,20
		景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間 7-16
		建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	-
工作物の建設等			
配置等		敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。	解説 1-113
		当該街路等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。	解説 1-113
外観		工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。	-
		工作物の正面だけでなく、当該街路等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説 1-113

	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-113
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-114
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-114
		道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20
	景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。		夜間 7-16

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

四つ橋筋地区

【景観形成方針】

四つ橋筋地区全体にかかる方針	
ビジネス街としての落ち着きがあり緑豊かな街路景観の形成	緑豊かなビジネス街として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、緑と調和した落ち着きのあるまちなみとしていく。
	まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。
	まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
	近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
	建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
	建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、緑と調和した落ち着きのある外観とする。
	建築物の壁面を後退させることにより、快適な歩行者空間を創出する。
	修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
	駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
	建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。
緑豊かなうるおいある街路景観の形成	
	身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。
都市のイメージを高める眺望景観の形成	
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。
地域の特性に応じた夜間景観の形成	
	夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、ターミナル周辺では来街者を迎え入れる雰囲気づくり、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
	橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。
都市のイメージを高める夜間景観の形成	
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。
	新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針	
都心中央部	○まちの魅力の創造 人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。
	○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成 大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。
	○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成 まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。
	○水辺に映える景観の形成 対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。
河川	

	道頓堀川沿川	「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成
		道頓堀川東部（浮庭橋以東）：建築物や敷地は、水辺の遊歩道や橋上、対岸の建築物からの眺めを意識し、水上からの「見え」に配慮するとともに、個性を持ちつつ周辺とも協調性のあるデザインとする。また、低層部は遊歩道に行く人々が気軽に出入りできるような開放性のあるものとし、河川、水辺、遊歩道と沿川のまちとが一体となったにぎわいのある水辺のまちなみを形成する。
		「川沿いの魅力」を高める
		道頓堀川東部（浮庭橋以東）：水辺の遊歩道は、沿川の建築物が川に向きやすいよう、また、水辺の回遊性を高めるため橋梁や沿川の道路などからアクセスしやすいよう整備しており、河川の水質浄化にも取り組みながら、さらなる水辺の交流空間の形成と、ミナミの繁華街にふさわしいにぎわいの創出に努める。 道頓堀川にかかる橋梁は、魅力ある水辺空間を構成する構造物の一つとして、水辺からの眺めにも配慮したデザインにするとともに、水辺空間の視点場のひとつとして人々が憩い、集うことのできる場となるよう努める。
	堂中之島等（豊川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）	「水辺をいかしたまちなみ」の形成
		御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。
		水辺の魅力を高める眺望景観の形成
		御堂筋以西：高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。
	大川～安治川沿川	水辺の魅力を高める夜間景観の形成
		高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。
道路	○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成	
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。	
	道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。	
	○通りに沿った見通し景観の形成	
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。	

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）		
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。		例示 1-139
建築物の建築等		
配置	1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は、当該街路から（隅切部分は、同一街区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1 m 以上（敷地面積が 500 m ² を超えるものは 2 m 以上）後退し、その部分は歩行者空間とする。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。	解説 1-96
	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	例示 1-139
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。 解説 1-121
	道 路	建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。 解説 1-101
1 階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。	例示 1-139
	シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。	解説 1-102
	車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。	解説 1-102

	河 川	とんぼりリバーウォーク沿いの敷地では、遊歩道に面した階に川側へのアクセスを確保するなど、建築物と河川空間とがつながるような形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-103
		中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。	解説 1-121
高さ		敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。	解説 1-103
建築物の間口幅及び建築面積		建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。	解説 1-104
外壁		外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。	例示 1-139
		建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	例示 1-139 解説 1-104
		大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。	例示 1-139 解説 1-104
		建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。	例示 1-139 解説 1-105
		低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。	例示 1-139 解説 1-105
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-106
		堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-122
	道 路	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-122
		景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	例示 1-139
バルコニー等		建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	-
		手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。	解説 1-106
材料		外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 1-106
		外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。	解説 1-107
色彩		周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。	例示 1-139 解説 1-108
		周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。	解説 1-107
		色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）	解説 1-107
		彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。	解説 1-108
		外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。	-
		アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。	解説 1-109
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 1-124
屋外階段		当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 1-110
建築設備		配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 1-110
		高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。	解説 1-110

	テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。	解説 1-110
付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。	解説 1-111
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。	例示 1-139 解説 1-111
	河 川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	解説 1-126
塀・柵	当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。	解説 1-112
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間 7-16
	夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。	夜間 7-16,19
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。	夜間 7-18
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間 7-16,20
	景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間 7-16
	建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	-
	河 川 主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28
工作物の建設等		
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。	解説 1-113
	当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。	解説 1-113
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。	-
	工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説 1-113
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。	解説 1-113
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。	-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。	-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 1-114
	河 川 対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-114
	堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
	河 川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-122
	河 川 主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説 1-124
	道 路 景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間 7-16
	光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。	夜間 7-13,21

	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20
	景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。		夜間 7-16
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

なにわ筋地区

【景観形成方針】

なにわ筋地区全体にかかる方針		
豊かなみどりと調和したゆとりある街路景観の形成	緑豊かな、業務、商業、居住機能が融合する複合市街地として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、緑と調和したまちなみとしていく。	
	まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーションを配慮して計画する。	
	まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。	
	近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。	
	建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。	
	建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、緑と調和した落ち着いた外観とする。	
	建築物の壁面を後退させることにより、その部分の緑化を推進する。	
	修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。	
	駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。	
	建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。	
	緑豊かなうまいある街路景観の形成	
	身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。	
都市のイメージを高める眺望景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。		
地域の特性に応じた夜間景観の形成		
夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。		
橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。		
都市のイメージを高める夜間景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。		
新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。		
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針		
都心中央	○まちの魅力の創造	
	人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。	
	○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成	
	大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。	
都心中央	○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成	
	まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。	
河川	○水辺に映える景観の形成	
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。	
	道頓堀川沿川	「水辺と一体感のあるまちなみ」の形成
	道頓堀川西部（浮庭橋以西）：水辺に面する建築物は橋上や水上からの眺めを意識したデザインの工夫や、周囲の建築物にも配慮し、敷地の植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるように努めることにより、ゆとりと安らぎの感じられる開放的な水辺のまちなみ	

		中之島等（堂川沿川・土佐堀川沿川・大川沿川）	みを形成する。
			「川沿いの魅力」を高める 道頓堀川西部（浮庭橋以西）：広がりのある開放的な河川の特徴をいかし、ゆとりと安らぎを感じられる水辺空間の形成や河川の水質浄化などに努める。また、橋梁など構造物のデザインは、魅力ある水辺空間の構成要素の一つとして水辺からの眺めや、中景、遠景も意識したデザインの工夫に努める。
			「水辺をいかしたまちなみ」の形成 御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。
			水辺の魅力を高める眺望景観の形成 御堂筋以西：高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。
			水辺の魅力を高める夜間景観の形成 高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。
道 路			○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成 見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。 道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。
			○通りに沿った見通し景観の形成 見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）			
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。			例示 1-140
建築物の建築等			
配置	1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m 以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設ける。なおその部分は緑化に努める。 ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-96
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。	例示 1-140 解説 1-121
	道 路	建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 1-101
	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。		例示 1-140
1 階部の形態	シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。		解説 1-102
	車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。		解説 1-102
	河 川	中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。	解説 1-121
高さ	敷地前面の当該街路幅員を 2 で除して得た値以上となるよう努めるものとする。		解説 1-103
建築物の間口幅及び建築面積	建築物の間口幅は 10m 以上、建築面積は 200 m ² 以上となるよう努めるものとする。		解説 1-104
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。		例示 1-140
	建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		例示 1-140 解説 1-104
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。		例示 1-140 解説 1-104
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。		解説 1-105

	低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。		例示 1-140 解説 1-105
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-106
		堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-122
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-122
	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	例示 1-140
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		例示 1-140 解説 1-106
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-106
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		解説 1-107
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。		例示 1-140 解説 1-108
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。		解説 1-107
	色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		解説 1-107
	彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。		解説 1-108
	外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。		-
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		解説 1-109
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 1-124
屋外階段	当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-110
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-110
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		解説 1-110
	テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		解説 1-110
付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。		解説 1-111
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。		例示 1-140 解説 1-111
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	解説 1-126
塀・柵	当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		解説 1-112

夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16
	夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		夜間 7-16,19
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		夜間 7-18
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20
	景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。		夜間 7-16
	建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。		-
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28
工作物の建設等			
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。		解説 1-113
	当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。		解説 1-113
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 1-113
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-113
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-114
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。堂島川、土佐堀川及び道頓堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	解説 1-114
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-122
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いしないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説 1-124
	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16
	光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。		夜間 7-13,21
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20
	景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。		夜間 7-16
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

土佐堀通地区

【景観形成方針】

土佐堀通地区全体にかかる方針	
水辺の気配とビジネス街としての落ち着きを感じさせる街路景観の形成	古くからのビジネス街として形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図り、大阪を代表する優れた水辺景観と調和した落ち着きのあるまちなみとしていく。
	まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努め、建築物の高さは道路幅とのプロポーシオンを配慮して計画する。
	まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
	近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
	建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
	建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、水辺景観と調和した落ち着きのある外観とする。
	水辺への見通し確保や建築物の壁面を後退させることにより、快適な歩行者空間を創出する。
	修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。
	駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
	建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。
緑豊かなうまいある街路景観の形成	
	身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。
都市のイメージを高める眺望景観の形成	
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。
地域の特性に応じた夜間景観の形成	
	夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
	橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。
都市のイメージを高める夜間景観の形成	
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。
	新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針	
都心中央部	○まちの魅力の創造 人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。
	○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成 大規模な建築物が連なり、歩道や街路樹が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。
	○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成 まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。
上町台地	○坂・歴史・緑が連なるエリアの特性をいかした景観の形成 周辺に寺社や旧街道筋沿いのまちなみなど、古代からの歴史が蓄積された歴史的景観資源が残されている場合は、できるだけこれらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮し、落ち着いた、深みのあるまちなみを形成する。
	地域に残された緑はできるだけ保全し、また見せ方を工夫するとともに緑との調和に配慮したまちなみ景観を形成する。

河川	○水辺に映える景観の形成	
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。	
	土佐堀川沿川・大川沿川・中之島等（堂川沿川）	「水辺をいかしたまちなみ」の形成
		御堂筋以西：周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。
		御堂筋以东：水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物や構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。
	水辺の魅力を高める眺望景観の形成	
高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。		
大川～安治川沿川	水辺の魅力を高める夜間景観の形成	
	高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。	
道路	○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成	
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。	
	道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。	
	○通りに沿った見通し景観の形成	
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。	

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）				
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。				例示 1-141
建築物の建築等				
配置	なにわ筋～四つ橋筋	四つ橋筋～谷町筋		解説 1-96
		北側	南側	
	1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m 以上後退するか、又は、これに相当する面積のオープンスペース（ピロティを含む）を当該街路沿いに設ける。なおその部分は緑化に努める。	大川・中之島への見通しが得られるよう計画などに工夫する。ただし、これにより難しい場合は、1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5 m 以上後退し、その部分は歩行者空間とする。	1 階の外壁（原則として柱及び建築物に附属する塀を含む）は当該街路から（隅切部分は、同一街区における隅切を除いた当該街路を延長した線から）1.5m 以上後退し、その部分は歩行者空間とする。	
	ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。			
	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		例示 1-141	
	上町台地	接道部に空地を設け、緑化に努める。		
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。		解説 1-121
	道 路	建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。		解説 1-101
1 階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。			例示 1-141
	シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。			解説 1-102
	車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。			解説 1-102

	1 階部は土佐堀通から大川・中之島への見通しを確保するよう工夫する。		例示 1-141 解説 1-102
	河 川	中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。	解説 1-121
高さ	敷地前面の当該街路幅員を2で除して得た値以上となるよう努めるものとする。		解説 1-103
建築物の間口幅及び建築面積	建築物の間口幅は10m以上、建築面積は200㎡以上となるよう努めるものとする。		解説 1-104
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。		例示 1-141
	建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		例示 1-141 解説 1-104
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。		例示 1-141 解説 1-104
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。		解説 1-105
	低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。		例示 1-141 解説 1-105
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	例示 1-141 解説 1-106
		大川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	例示 1-141
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-122
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-122
	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	例示 1-141
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		解説 1-106
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-106
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		解説 1-107
色彩	周辺のまちなみや水辺景観、建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いた色彩とする。		例示 1-141 解説 1-108
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。		解説 1-107
	色彩は彩度6以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		解説 1-107
	彩度6を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の5分の1未満とする。ただし、別に定めがある場合は、これによるものとする。		解説 1-108
	外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。		-
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		解説 1-109
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 1-124
屋外階段	当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-110
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-110
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		解説 1-110
	テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		解説 1-111

付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。		解説 1-111
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。		解説 1-111
	上町台地	地域に残された緑と調和するよう緑化に努める。	解説 1-111
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	解説 1-126
塀・柵	当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		解説 1-112
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16
	夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		夜間 7-16,19
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		夜間 7-18
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20
	景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な建物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。		夜間 7-16
	建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。		-
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28
工作物の建設等			
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。		解説 1-113
	当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。		解説 1-113
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 1-113
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-113
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-114
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-114
		大川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-122
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説 1-124
	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16
	光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、橋梁等の良好なライトアップに努める。		夜間 7-13,21
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20

		景観上主要な道路からの眺めに配慮し、効果的な工作物へのライトアップにより周辺の歴史的景観資源への視線や動線を誘導する工夫を行うなど、夜間景観の演出に努める。	夜間 7-16
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

国道2号地区

【景観形成方針】

国道2号地区全体にかかる方針	
にぎわいがにぎみ出す大都市を貫く大通りの街路景観の形成	
	キタのターミナルに接続する地区として、多くの人々を惹きつける開放感とにぎわいのあるまちなみとしていく。
	まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努める。
	まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
	近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
	建築物の低層部や敷地は、街路空間と建築物の親密感や一体感が醸成されるような、クオリティが高く個性豊かなデザインにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしい魅力を感じさせるまちなみを形成する。
	建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、明度の高い外観とする。
	敷地際における歩行者空間や緑地の創出、それらの連続化など、人々が歩いて楽しめる都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。
	修景上ポイントとなる建築物や公園などの景観要素をいかし、これと調和させる。
	駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入口については当該街路側を避けて集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
	建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。
緑豊かなうおいある街路景観の形成	
	身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。
地域の特性に応じた夜間景観の形成	
	夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針	
道 路	○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
	道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）		
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。		例示 1-142
建築物の建築等		
配置	当該街路沿いに空地を設け、その部分は歩行者空間とするか緑化に努める。 上記により設けた歩行者空間は、公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。	解説 1-96
	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	例示 1-142
	道 路 建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 1-101
1階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。	例示 1-142
	シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。	解説 1-102
	車の出入口は、原則として当該街路に面して設けない。	解説 1-102
建築物の間口幅及び建築面積	建築物の間口幅は 10m以上、建築面積は 200 ㎡以上となるよう努めるものとする。	解説 1-104
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。	例示 1-142

	建築物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説 1-104
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。	例示 1-142 解説 1-104
	建築物が主要道路の交差点・屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。	解説 1-105
	低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。	例示 1-142 解説 1-105
	道 路 景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	例示 1-142
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。	- 解説 1-106
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 1-106
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。	解説 1-107
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた明度の高い色彩とする。	例示 1-142
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。	解説 1-107
	色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）	解説 1-107
	彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。	解説 1-108
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。	解説 1-109
屋外階段	当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 1-110
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 1-110
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。	解説 1-110
	テレビアンテナ等は、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。	解説 1-110
付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするとともに、当該街路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。	解説 1-111
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して適切に配置する。	例示 1-142 解説 1-111
塀・柵	当該街路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。	解説 1-112
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間 7-16
	夜間照明を当該街路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。	夜間 7-16,19
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。	夜間 7-18
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間 7-16,20
工作物の建設等		
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。	解説 1-113
	当該街路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。	解説 1-113
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。	-

	工作物の正面だけでなく、当該街路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 1-113
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-113
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-114
	道 路	景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

中之島地区

【景観形成方針】

中之島地区全体にかかる方針		
水都大阪のシンボルにふさわしいというおいと風格を感じさせる都市景観の形成		
中之島西部（御堂筋以西）では、水辺に囲まれた地域特性や周辺の建築物などとの調和に配慮し、建築物や構造物のデザインの工夫や敷地の緑化に努め、国際的な業務・文化・学術・交流の拠点にふさわしい、水・緑豊かな、風格とゆとりのあるまちなみを形成する。		
中之島東部（御堂筋以东）では、水辺に面した建築物や構造物のデザインの工夫に努めることにより、水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ、風格ある都市景観を形成する。		
歴史的空間である東部と新しい都市活動の空間である西部をつなぐ、ゆったりと散策・回遊できる緑道や遊歩道の整備に努め、歴史や伝統と新しい都市の魅力にあふれた、水の都大阪のシンボルにふさわしい都市景観を形成する。		
まちなみにまとまりが生まれるよう、小規模な敷地又は建築物は共同化に努める。		
まちなみの連続感、統一感を造り出すとともに、屋外広告物については、地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。		
近代建築物など周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。		
建築物の低層部や敷地は、水辺の立地特性や周辺との調和に配慮したデザインなどを行い、水辺のまちの魅力を高めるまちなみを形成する。		
建築物の中高層部（原則地上3階以上）については、水辺景観と調和した落ちつきのある質の高い外観とする。		
建築物の壁面を後退させることにより、緑豊かな歩行者空間を創出する。		
修景上ポイントとなる建築物や公園、河川、橋梁などの景観要素をいかし、これと調和させる。		
駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。		
建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。		
緑豊かなうまいある市街地景観の形成		
身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうして補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。		
都市のイメージを高める眺望景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。		
地域の特性に応じた夜間景観の形成		
夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。		
護岸や橋梁等の公共施設については、光のまちづくり推進委員会の取り組みを踏まえ、魅力とにぎわいに満ちた夜間照明の創出に努める。		
都市のイメージを高める夜間景観の形成		
地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。		
新たな照明技術を取り入れながら、周囲の環境に配慮しつつ人目をひき存在感を際立たせるようなファサード照明により、都市の顔となるような夜間景観の創出に努める。		
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針		
河川	○水辺に映える景観の形成	
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮し、水辺側に建築物のファサードを向ける、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとするなど、河川に沿ったまちなみ景観を形成する。	
	水辺の魅力を高める眺望景観の形成	
	土佐堀川沿川・大川沿川 中之島等（金堀川沿川・	高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。

道 路	大川 ～ 安 治 川 沿 川	水辺の魅力を高める夜間景観の形成
		高所からの俯瞰、水際で水辺に映えるまちなみ、ランドマークの演出など、夜間における水辺の印象的な顔づくりに努める。
	道 路	○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成
		見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。 道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。
道 路	道 路	○通りに沿った見通し景観の形成
		見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮した眺望景観を形成する。

【景観形成基準】

【景観形成基準】			
共通事項（建築物・工作物）			
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。		例示 1-143	
建築物の建築等			
配置	外壁（建築物に附属する塀を含む）は道路からできるだけ（中之島通に面する敷地の外壁については、当該街路から（隅切部分は、同一街区区内における隅切を除いた当該街路を延長した線から）2 m以上）後退し、その部分は歩行者空間とする。なおその部分は緑化に努める。ただし、敷地規模や敷地形状により上記により難しいものは、緩和することができる。 上記により設けた歩行者空間は、歩行上支障のない範囲で、一部を緑地とすることができる。また公共歩道や隣接敷地内の歩行者空間との間に段差を設けないよう努める。	解説 1-96	
	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう形態意匠を工夫する。	例示 1-143	
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。	解説 1-121
	道 路	建築物の連続性による見通し景観に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 1-101
1 階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。	例示 1-143	
	シャッターを設置する場合は原則としてグリルシャッターとする。	解説 1-102	
	河 川	中之島等の敷地では、新たな視点場として水辺側にテラスを設置するなど、にぎわいを生み出すよう工夫する。	解説 1-121
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。	解説 1-104	
	建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	例示 1-143 解説 1-104	
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。	例示 1-143 解説 1-104	
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。	例示 1-143 解説 1-105	
	低層部と中高層部の形態意匠・仕上げを分節するよう景観上の工夫をする。	例示 1-143 解説 1-105	
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、開口部やバルコニーなどを設けた表情のある形態意匠となるよう工夫する。	例示 1-143 解説 1-106
		堂島川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	例示 1-143
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、建築物のファサードを水辺側に向けるなど魅力ある形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-122
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-122

	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
バルコニー等		建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。 手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。	- 解説 1-106
材料		外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 1-106
		外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。	解説 1-107
色彩		周辺のまちなみや水辺景観、建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ちついた色彩とする。	例示 1-143 解説 1-108
		周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。	解説 1-107
		色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）	解説 1-107
		彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。ただし、別に定めがある場合はこれによるものとする。	解説 1-108
		外壁に直接貼付又は描写された模様や文字（広告物を含む）は、アクセントとして効果的に使用し、アクセントカラーとして面積に含む。	-
		アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。	解説 1-109
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 1-124
屋外階段		主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 1-110
建築設備		配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないように工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。	解説 1-110
		高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。	解説 1-110
		テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。	解説 1-110
付属施設		駐車場（サービヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするともに、主たる道路から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、目隠しや緑化などにより修景を行う。	解説 1-111
		御堂筋から見える位置に自動販売機を設置しない。	-
植栽		植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高木・中木・低木を適切に配置する。	例示 1-143 解説 1-111
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地では、周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	解説 1-126
塀・柵		主たる道路に面して、原則、塀又は柵を設置しない。やむを得ず設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。	解説 1-112
夜間景観		照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。	夜間 7-16
		夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。	夜間 7-16,19
		公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。	夜間 7-18
		周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。	夜間 7-16,20
		建物の壁自体を媒体として活用し、動的な変化や映像を創り出す照明演出について、別に定めがある場合は、これによるものとする。	-
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川の敷地で河川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28

工作物の建設等			
配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。	解説 1-113	
	主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。	解説 1-113	
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。	-	
	工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。	解説 1-113	
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。	解説 1-113	
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。	-	
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。	-	
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。	解説 1-114	
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-114
		堂島川や土佐堀川など舟運ルートが整備されている河川沿川の敷地では、沿川のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫するとともに、植栽などについても水辺と調和のとれたデザインとなるよう努める。	-
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	解説 1-122
		主要な視点場からの眺めに配慮し、中之島等の敷地で河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説 1-124
	道 路	景観上主要な道路からの見通し景観を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16
	光のまちづくり推進委員会での取り組みを踏まえ、護岸や橋梁等の良好なライトアップに努める。		夜間 7-13,21
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、大川、堂島川、土佐堀川及び安治川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28

(留意事項)

- ・本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。

まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）

【景観形成方針】

御堂筋デザインガイドライン地区全体にかかる方針	
官民共創によるまちなみ創造	大阪のシンボルストリートとして形成されてきたまちなみ景観の整備・充実を図るとともに、事業者等と大阪市との対話により、事業者等の創意工夫をいかした建築物の形態意匠・屋外広告物の誘導等を行い、御堂筋にふさわしい風格と上質なにぎわいをあわせもつまちなみを創造する。
	道路空間における再編整備や利活用の多様化に応じた、道路と沿道の一体的な景観を形成する。
	御堂筋沿道にふさわしい魅力を感じさせる景観の形成
	イチョウ並木を引き立たせる歩行者空間、低層部デザインの工夫などにより、人々が歩いて楽しめる、都心らしいまちの魅力を感じさせる景観を形成する。
	建築物と屋外広告物とが調和した、秩序が感じられるまとまりあるまちなみを形成する。
	周辺に歴史的景観資源が残されている場合は、これらの保全、活用を図るとともに、これら資源との調和に配慮した景観を形成する。
	駐車・駐輪施設については、適切な規模を配置するとともに、出入り口については集約化するなど、周辺の交通状況や市街地環境等に配慮した計画とする。
	建築物の外壁の仕上材、共同住宅のバルコニーの形態、サービスヤードの配置並びに高架水槽、設備配管、屋外広告物、工作物等について周辺と調和するよう配慮した計画とする。
緑豊かなうるおいある市街地景観の形成	
	イチョウ並木を引き立たせる質の高い緑空間の確保や、身近な緑や街路樹と調和させるとともに、互いの敷地どうしで補完しあうことで、より豊かな緑が感じられるまちなみを創出する。
都市のイメージを高める眺望景観の形成	
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めの創出に努める。
地域の特性に応じた夜間景観の形成	
	夜間照明においては、歴史的景観資源の周辺ではそれらとの調和、商業地では活気・にぎわいと秩序との共存など、それぞれの場所の特性に応じた夜間景観の形成に努める。
都市のイメージを高める夜間景観の形成	
	地域の特徴的な景観資源や景観特性をいかし、俯瞰するあかり、水辺のあかり、界隈のあかり、個のあかりの創出に努める。
上記方針に付加する景観配慮ゾーンの方針	
都心中央部	○まちの魅力の創造
	人々が快適に活動できる広い歩行者空間の確保、ゆったりと和める緑の創出及び人々が立ち寄り、交流できる沿道建築物の工夫などを進め、都心らしいまちの魅力を創造する。
	○「大通り（広幅員道路）」のまちなみ形成
	大規模な建築物が連なり、歩道やイチョウ並木が整備され、多くの人々が行き交う、見通しのよい空間である「大通り」の特性をよりいかして、国際都市・大阪の都心にふさわしい質の高い、風格のあるまちなみを形成する。
河川	○「地区道路（中小幅員道路）」のまちなみ形成
	まちの成り立ちを感じさせる建築物などの歴史的景観資源が随所に見られ、地域の人々が日常接する身近な空間である「地区道路」の特性をよりいかして、歴史性や文化性などのまとまりの感じられるまちなみを形成する。
	○水辺に映える景観の形成
	対岸、橋上及び水上からの見え方に配慮したまちなみ景観を形成する。
道路	○「水辺をいかしたまちなみ」の形成
	水・緑や歴史的建築物・構造物などと調和した、まとまりのある川沿いのまちなみを形成し、水の都大阪の歴史や伝統を受け継ぐ風格ある都市景観を形成する。
	○水辺の魅力を高める眺望景観の形成
道路	高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う。
	○歩いて楽しいにぎわいを感じるまちなみ景観の形成
	見通しのよい空間である特性をいかし、建築物の連続性や前面道路と建築物との調和に配慮したまちなみを形成するとともに、通りと建築物の関係が親密で歩いて楽しいにぎわいのあるまちなみ景観を形成する。
	道路からの見え方に配慮し、屋外広告物を地区の良好なまちなみの形成に資するものとし、建築物と屋外広告物とが調和した、沿道のまちなみ景観を形成する。

【景観形成基準】

共通事項（建築物・工作物）			
良好な都市景観の形成に向けて、敷地周辺の景観の状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、景観形成方針を踏まえ、建築物等の配置、規模、形態意匠及び外構などについて周辺のまちなみと調和のとれたものとなるよう努める。			例示 1-144
建築物の建築等			
配置	敷地内の空地は、歩行者空間の確保や緑化に努め、周辺景観や建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-96
	御堂筋側の壁面後退部のしつらは、イチョウ並木の魅力を引き立てるよう配慮する。		
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物は、周囲との連続性に配慮した建物配置に努める。	解説 1-121
	道 路	建築物の連続性に配慮するとともに、接道部に空地を設け、快適な歩行者空間の確保又は緑化に努める。	解説 1-101
1 階部の形態	通りとの親密性を意識した低層部のデザインやショーウィンドーの設置などにより、まちのにぎわいを生み出すよう工夫する。		例示 1-144
外壁	外壁は、建築物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、特に周辺に歴史的景観資源がある場合は形態意匠を工夫する。		例示 1-144
	建築物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、建築物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		例示 1-144 解説 1-104
	大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。		例示 1-144 解説 1-104
	建築物が主要道路の交差点、屈曲部及び突き当たり等、多くの人の視線を集めやすい場所に位置する場合は、まちなみのアクセントとなるよう景観上の工夫をする。		例示 1-144 解説 1-105
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識して、表情のある形態意匠となるよう工夫する。	例示 1-144 解説 1-106
		主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物の外壁は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう、資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	例示 1-144
	道 路	景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。	-
バルコニー等	建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-
	手摺に透明ガラスを使用しないなど、道路や公園等の公共空間から洗濯物や室外機等が見えないよう工夫する。		解説 1-106
材料	外壁などの材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-106
	外壁や屋根などの材料は、太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しないよう努める。		解説 1-107
色彩	周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		例示 1-144 解説 1-108
	周囲から突出した、圧迫感が強い高彩度の色彩は避ける。		解説 1-107
	色彩は彩度 6 以下（日本工業規格 Z8721 に定める彩度）とする。（ただし石材・木材等の素材感のある自然材料は除く。）		解説 1-107
	彩度 6 を超える色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして効果的に使用し、各面の見付面積の 5 分の 1 未満とする。		解説 1-108
	アクセントカラーを中高層部で用いる場合は、少ない面積でシンプルにまとめるよう努める。		-
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、建物低層部にシンプルにまとめるものとする。	解説 1-124
屋外階段	主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、修景措置を行うなどにより、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-110
建築設備	配管設備などは、道路や公園等の公共空間に面する外壁に露出させないよう工夫する。やむを得ず露出する場合は、建築物全体と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-110
	高架水槽、冷却塔設備及びその他屋外設備機器を屋上に設置する場合は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。やむを得ない場合は、ルーバー等により目隠しをするなど修景を工夫する。		解説 1-110
	テレビアンテナ等は、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見えない位置に設置するよう努める。また色彩は建築物等との調和を図る。		解説 1-110

付属施設	駐車場（サービスヤード、機械駐車設備を含む）、駐輪場及びごみ置場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-111	
	建築物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と 調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-	
	河 川	河川に面する建築物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に建物中高層部への設置を避けるよう努める。	解説 1-125	
		主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する建築物の広告物やサインは、建築物と一体とするよう形態意匠を工夫する。	解説 1-125	
植栽	植栽は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、樹種も考慮して高 木・中木・低木を適切に配置する。		例示 1-144	
	御堂筋に面する空地や壁面後退部については、御堂筋のイチョウ並木を引き立たせ、質の高い緑空間の確保に努める。		解説 1-111	
	河 川	主要な視点場からの眺めや周辺景観に配慮し、水辺の潤いやゆとりある緑化に努める。また、歴史的景観資源への眺望に配慮し、魅力的な水辺の見晴らし、見通し景観となるよう配置計画の工夫等に努める。	解説 1-126	
塀・柵	主たる道路に面して、塀又は柵を設置する場合は、開放的で透過性の高い構造とするなど、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とする。		解説 1-112	
夜間景観	照明演出を行う場合は、建物のファサードの美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方 法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-16	
	夜間照明を主たる道路に面して行う場合は、周辺景観やエリアのイメージと調和するよう夜間景観の形成に努める。		夜間 7-16,19	
	公園や広場などのパブリックスペースに隣接する敷地では、夜間照明は周辺の安全・安心に寄与するよう努める。		夜間 7-18	
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20	
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する建築物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28	
		土佐堀川に面する建築物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間 7-29	
		主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する建築物の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間 7-29	
	工作物の建設等			
	配置等	敷地際に空地を設け、周辺への圧迫感や威圧感の軽減に努める。		解説 1-113
主たる道路や隣接する公園等の公共空間からの見え方に十分配慮し、工作物に付属する駐車場等がある場合は、その周囲及び出入口等の緑化に努める。		解説 1-113		
外観	工作物単体のバランスだけでなく、周辺景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。		-	
	工作物の正面だけでなく、主たる道路や隣接する公園等の公共空間から見える、工作物の側面や背面の形態意匠も工夫する。		解説 1-113	
	大規模な面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、形態意匠を工夫する。		解説 1-113	
	周辺のまちなみや工作物全体の形態意匠と調和のとれた色彩とする。		-	
	工作物と一体となった広告物やサインは、周辺景観や敷地内の建築物等と調和するよう、形態意匠や設置位置を工夫する。		-	
	材料は、汚れが目立ちにくいもの、維持管理が容易なもの又は経年により景観をそこなうことのないものとするよう努める。		解説 1-114	
	河 川	対岸、橋上及び水上からの見え方を意識した形態意匠となるよう工夫する。	解説 1-114	
		主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する工作物は、歴史的景観資源を象徴的に望めるよう資源との関係を意識したデザインとするなど、形態意匠を工夫する。	-	
		主要な視点場からの眺めに配慮し、河川に面する工作物の部分は、主要な視点場からの眺望範囲にアクセントカラーを用いないよう努める。やむを得ず、アクセントカラーを用いる場合は、シンプルにまとめるものとする。	解説 1-124	
		河川に面する工作物について、主要な視点場から景観資源を望む眺望範囲への広告物やサインの設置は必要最低限とし、特に工作物上部への設置を避けるよう努める。	解説 1-124	
道 路	景観上主要な道路からの見え方を意識して、沿道のまちなみと調和した形態意匠となるようファサードデザインを工夫する。		-	

夜間景観	照明演出を行う場合は、工作物の美しさや魅力を高めるものとし、周辺のまちなみの風景の一部となることを考慮して表現内容や表現方法を工夫する。また、周辺環境に配慮した輝度とする。		夜間 7-28
	周辺に近代建築物など歴史的な景観資源やエリアを象徴する建築物等がある場合は、それと調和するよう配光や色温度に配慮する。		夜間 7-16,20
	河 川	主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する工作物は、水面への映りこみに配慮した照明などにより、都市の魅力を高める水辺の夜間景観の形成に努める。	夜間 7-28
		土佐堀川に面する工作物の部分について、主要な視点場からの景観資源への眺望範囲に広告物やサインを設置し、照明を施す場合は、周辺環境に配慮した輝度とするほか、視点場からの見え方に留意し、目立たないような工夫に努める。	夜間 7-29
		主要な視点場からの眺めに配慮し、土佐堀川に面する工作物上部の広告物やサインについて、照明を施す場合は、内照式は避け、できる限り外照式とするよう努める。ただし、文字のみの場合は可とする。	夜間 7-29

(留意事項)

- ・ 本市が都市景観委員会の意見を受けて、良好な景観形成を図ることができる建築物等であると認めた場合は、この基準外とすることができる。
- ・ 当該区域の景観誘導については、別途定める「御堂筋デザインガイドライン」に基づいて行う。詳細は、大阪市 HP「御堂筋沿道建築物のデザイン誘導等に関する協議の概要」を参照のこと。